

## 魏晋南朝貴族制研究史（下）

田中一輝

はじめに

第一章 戦前の貴族制研究

第二章 戦後における貴族制論争（以上第六七九号）

第三章 研究の進展（以下本号）

第四章 文化と貴族

むすびにかえて―筆者の研究方針―

### 第三章 研究の進展

#### 一 川勝の研究

川勝はこの翌年の一九六七年に、「漢末のレジスタンス運動」（『東洋史研究』第二五卷第四号）を発表した。ここで川勝は貴族と清流勢力の関係について再び論ずるに至ったのであるが、「シナ中世貴族政治の成立について」の発表より、実に一七年もの歳月がたっていたのである、このタイミングで研究が再開されたのは、前年に谷川論文が発表されたことによる。またこの間に増淵龍夫「後漢党錮事件の史評について」（『一橋論叢』第四四卷第六号、一九六〇年、同氏著『新版中国古代の社会と文化』、岩波書店、一九九六年、二九六―三二七頁）より、「この解釈は、党錮事件における清流勢力を、その指導理念にかけて

理解しようとする優れて主体的な解釈であるが、当時の知識階級の動きを、やや理念化してとらえたきらいがある」との批判があったこともあり、川勝としてはそれに対する回答を示しておく必要もあった。かくしてこの論文が発表されたのである。

ここにおいて川勝は、「シナ中世貴族政治の成立について」に対する、逸民的人士の宦官政府に対する批判的態度が踏まえられていないとの増淵の批判を踏まえ、あらためて後漢末期から曹魏にかけての社会の動向を分析した。川勝は、清流の人士と逸民的人士との間には、「明確な一線を劃しがた」く、「逸民的人士なるものも抵抗運動としての清流勢力を構成する一方の要素であった、あるいは一方の要素の延長線上にあった」とした上で、彼らは豪族の領主化傾向により発生した「古い郷邑秩序の急速な崩壊状況」に対する秩序再建の要求を行い、二次にわたる党錮事件によって弾圧されたものの、今度は黄巾の乱という形で貧民層から同じく郷邑秩序再建の要求が高まり、目的を共有するこれらの勢力が結びつき、清流勢力・知識階級を母体としつつ、文人的な士階層を成立させていったと主張する。

この後川勝は「貴族制社会と孫呉政権下の江南」（中国中世史研究会編『中国中世史研究』、東海大学出版会、一九七〇年、一三五―一七三頁）を発表した。このときの川勝の問題関心は、華北に成立した貴族支配

の体制が、なにゆえに江南に定着することができたか、という点にあり、華北（曹魏・西晋）の貴族制社会と、孫呉の江南社会の、二つの社会の変質・変遷の過程の解明をここで試みたのである。ここで華北の貴族制社会について川勝は、後漢末期の華北においては、県規模の郷論——第一次郷論によって推された父老が何人か集まり、郡程度の広がりをもつ第二次郷論を形成し、それに支持される「士」が中央に進出し、彼らによって形成される第三次郷論の場から、特定の貴族階層が生み出されていくと主張し、このような郷論のあり方を「郷論環節の重層構造」と呼んでいる。またこうした過程を通じて形成された貴族階層及び彼らの直接の基盤である第三次郷論は、基層の郷論から遊離して、ひとり歩きを始める傾向を生み、第三次郷論の場の中核的グループが「本来郷論環節の重層する社会を前提とし、それをあるべき姿として措定するところに成り立つ」九品中正制度を、「自己保存と自己の拡大再生産のために」利用し、「この制度がこれら中核的グループを貴族化させることによって、貴族制そのものを確立し、貴族制社会を維持するものとして作用することができた」のであり、「上層郷論の場がそのまま貴族社交界に移行することになった」とする。そして孫呉時代の江南社会について川勝は、南方の山越の討伐によって労働力を獲得し、江南地方を開発しつつ成長していった、開発領主的傾向を内包した諸將軍からなる純軍事政権であった孫呉は、孫氏と的人格の主従関係によって支えられており、孫権の死後、この人格的主従関係が破綻すると、それが孫呉政権にとって致命傷の一つにならざるをえなかったと主張する。この論文においては、華北に成立した貴族支配の体制が、なにゆえに江南に定着することができたか、という問題の全面的な解決を見るには至らなかった。

このうち華北（曹魏・西晋）の貴族制部分に関しては、同じ年に川

勝「貴族制社会の成立」（『岩波講座世界歴史5「古代5」』、岩波書店、一九七〇年、八五～一二二頁）が発表されている。この論文において川勝は、後漢末期には豪族の領土化傾向が里共同体に階層分化を引き起こす一方で、強い自立性をもつ農民層がかなりの程度に広範囲に成熟して、共同体的秩序を維持しようとしてもおり、前者が宦官ら濁流勢力と、後者が清流勢力と、それぞれ結びつき、両者の対立は、党錮事件・黄巾の乱などの形で現出し、そのような闘争を経て台頭する後者——農民層と結びついた清流勢力——を母体として魏晋貴族が誕生すると主張した。また川勝は、郡中正が郷論・郷品に基づき官吏登用を行う中正制に基づいて彼らが実際に政界に進出していったが、司馬懿による州大中正設立後は、「郷論環節の重層構造」における高次の第三次郷論に基づいて政界に食い込み、彼らが基層郷論を操縦することが容易となり、それによって高い郷品と官品を獲得し、家柄を固定化させて、貴族制社会を切り開いていったとする。

そして江南社会については、まず「孫呉政権の崩壊から江南貴族制へ」（『東方学報』京都第四四冊、一九七三年）を発表した。これはいわば前掲「貴族制社会と孫呉政権下の江南」の江南部分の続編にあたる研究であり、ここで川勝は、孫呉から東晋初期にかけての江南社会の動向について論じたが、その結果として次のように述べている。

……私が理解したところでは、開拓屯田軍による軍政支配と、呉や会稽などの土着豪族の領土化傾向とを二本の柱として形成された孫呉の開発領主制的体制は、そのうちの一本の柱すなわち屯田体制が、そこに緊縛されていた隷属農民の流動化によって崩壊し、そのために全体の体制が顛覆したあとには、社会的流動現象と、豪族による大土地所有とが残った。そして、屯田体制の束縛から解放された農民が、まだ基礎を固めないうちに、華北の動乱

による社会的流動の大波がおしよせた。流動現象の激化は江南豪族たちの足もとを脅かした。かれらにとつて、江南社会を安定させるためには、江南一円に規制力を及ぼす政治権力が必要となった。できるならば、自分たちだけで独立政権を樹立しようとの意図を、かれらはもたないではなかったが、しかし四世紀初頭の周囲の軍事情勢と、必要な名分の欠如とを考慮して、ほとんど無防備に等しい王族・司馬睿を推戴し、その名分のもとに、事実上、政権をかれらの手に掌握しようとの方策にふみきつた。三〇八年から数年間、かれらは司馬睿政権の基礎を固めるために積極的な努力をした。しかし、その努力の成果は、かれらが期待したとおりに手に入らなかったのである。

川勝は、孫呉政権を崩壊させた主要因は開発領主制的体制とともにそれを支える柱であった屯田体制の崩壊によるものであり、その後の混乱状態を見た江南豪族が周辺社会の安定のために西晋の宗室である司馬睿を推戴し、その政権の基礎固めに積極的に協力したと主張するのである。同時に川勝は、彼らの努力が報われなかったともいっているが、それについては次のように指摘している。

司馬睿の「謀主」王導は、かれらの積極的努力を利用することによって晋王室の伝統的権威を高める一方で、江南豪族相互間のまとまりの悪さと、豪族自体のもつ内部矛盾を冷静に観察していたらしく思われる。そして、続々と亡命してくる華北貴族たちの影響によって、華北風先進文化と郷論主義的イデオロギーが江南社会を風靡していく状況に乗じながら、王導は江南豪族のもつ矛盾と弱みを突いた。かくて江南の一流豪族は華北風先進文化と郷論主義の担い手として、その枠内にとりこまれ、かれらだけがその積極的努力の果実を手に入れた。王導の分断作戦にかかって、そ

の枠外に締めだされた陽羨の大豪族・周氏などは、顧・陸など江南先進地帯たる呉の一流豪族からすれば、単に腕つぶしの強いだけの田舎豪族としか見られなかったであろう。無駄骨を折らされただけの周圯の憤懣は察するに余りあるが、しかしこの周氏の反乱は、先に見たように、これまた王導の分断作戦によって簡単に抑えられた。三二四年のこの周勰の反乱鎮定は、江南の豪族が華北からの亡命貴族に抑えられた最初の明証といわねばならない。つまり、三〇八年から三二四年までの間に、江南豪族たちの優位は、華北からの亡命貴族の優位へと、しだいに推移していったのである。

要するに、「亡命してくる華北貴族たちの影響」とそれにとまなう「華北風先進文化と郷論主義的イデオロギー」に乗じた王導ら北来貴族が江南豪族のまとまりの悪さを突いたことによって、以後江南社会では前者の後者に対する優位が確立されたのである。

「初期東晋政権の軍事的基礎——北来亡命貴族と江南土着勢力——」(加賀博士退官記念論集刊行会編『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』、講談社、一九七九年、二八五～三〇二頁)は、琅邪王司馬睿が江南・建鄴に出鎮するに際し、ほとんど武力を持っていなかったとあらためて主張し、また王敦が陶侃や周訪ら江南土着の有力兵団を利用しながら長江中流域の平定をすすめる、その完了後にはそれらを使い捨てることで自己の権威を打ち立て、さらに王敦が東晋に対して反乱を起こした際に、江南豪族はこれに積極的に加担したと主張した。

また「東晋貴族制の確立過程——軍事力との関連をもとに——」(『東方学報』京都第五二冊、一九八〇年)では「郷論主義的イデオロギーの原則に沿った文人支配のヒエラルキーを、どのようにして実現していったかの過程」や「王敦の乱のころより大きな役割を演ずる北

来流入兵団と、長江中流域に巨大な姿をあらわす陶侃の軍団とが、現実的な力として、北来貴族の支配体制確立といかにかかわるか」の解明を目指した。川勝は、王敦の乱は南下した蘇峻・祖約らの兵団により平定されたが、これは「北来貴族たちにとって、郷論主義的イデオロギー体制を作る上での障害を除去し、江南をその方向にもってゆくために地ならしをしてくれたのである」という。しかしながら今度は彼らが建康政府に対して反乱を起こし、その平定のために長江中流域の陶侃の軍団が利用された。その結果、平定後の建康政府は、再び司徒王導を中心とし、体制に忠実な勢力として残った唯一の北来軍団長（北府軍）である郗鑒を司空に、長江中流域に割拠する軍団長（西府軍）である陶侃を太尉に任命して、最高位の三公の形を整えたが、これはこの二つの軍団の上に東晋王朝の權威が乗ることに他ならなかった。もとより陶侃は北来貴族ではなく、その勢力圏は貴族支配のヒエラルキーを直接的には押しつけることのできない別の体制であったが、まず郗鑒は、管下の流民たちを京口や広陵とその周辺の各地に移し、僑郡・僑県を立てて定住させて政府の軍事基盤として定着させることを試み、また陶侃の軍団は、桓宣ら北来の集団と責任関係を結びながら自己の勢力に練り込みつつ拡大していった。東晋初期においては、長江の下流域と中流域とで、異質の勢力が形成されていたのである、後に陶侃が死去すると、その軍団は北来貴族の庾氏・桓氏が首領となるが、それでも長江中流域に郷論主義的イデオロギーを貫徹させることは容易ではなく、これが西府軍が建康政府に対する反抗的な態度の要因の一つとなっていたと川勝は指摘する。

一連の川勝の研究は、一九六六年以前のものとともに、各論考をおおむねテーマの時代順に並べて再構成され、『六朝貴族制社会の研究』（岩波書店、一九八二年）にまとめられることとなり、ここで川勝の研

究は一応の完成を見た。なおこの他に川勝は、谷川とともに「中国中世史研究における立場と方法」（前掲『中国中世史研究』三〇一六頁、川勝義雄『中国人の歴史意識』、平凡社、一九八六年、二五三―二六九頁）を発表している。ここでは、漢帝国の基盤としての「里共同体」（いわゆる血縁共同体としての「氏族共同体」の崩壊過程の中から生み出される自立小農民によって新しく再編された共同体）の自己発展による矛盾の超克としての「豪族共同体」の概念を提唱したが、一方で次のような記述もある。

「豪族共同体」は「里共同体」内部の矛盾、つまりその発展のなから生まれる階級分化と、共同体原理との激しい衝突を超克するものとして再編されてくる新しい共同体である。それは、自立小農民のかなりフラットな関係を主とする「里共同体」のなかから、大土地所有者と小農民との鋭い階級対立をのりこえて再編された共同体であるために、その二つの原理の矛盾から、当然ある個人または家族を首長として選びますが、その際、首長の資格としては、単に武力・財力などのあらわな力ではなく、むしろ共同的原理をふまえた政治的・文化的能力が一そう強く要求される。ここに郷村の「望」としての豪族が成立する根拠があると同時に、それが官僚的性格をもつ貴族に成長してゆくゆえんでもあるだろう。宋代以後の官僚とは違って、我々のいう「中世」では、官僚としての貴族が強い自律性をもちうるゆえんも、またここから説明がつくように思われる。

ここで川勝・谷川は、「里共同体」内部の階級対立の結果として生じた「豪族共同体」の首長として、「望」たる豪族が成立し、やがてこれが貴族となると主張するのであるが、結果として貴族・豪族と共同体（郷党）の関係については越智「魏西晋貴族制論」の理解と本質的

に変わらないものとなっている。<sup>1)</sup>

## 二 越智の研究

前掲谷川「六朝貴族制社会の史的性格と律令体制への展開」の発表以前のことはあるが、越智は「魏晉南朝の最下級官僚層について」(『史学雑誌』第七四編第七号、一九六五年)を発表している。ここで越智は、「魏の嘉平のころ州大中正の制が出現し、その一環として郷品の制が設けられたが、以後郷品一、二品をえて第五、六品官起家する階層(甲族層、二品層)、郷品三、四、五品をえて第六、七、八、九品官起家する階層(次門層)、郷品六、七、八、九品をえて流外官起家する階層(後門層、七職層、職掌層<sup>2)</sup>)、官界に無関係の一般の庶の階層(三五門層、役門層)の区別が生じ」、このヒエラルキーの維持に魏晉南朝の皇帝は力を注いだ、梁の天監年間の官制改革などを通じて職掌層が政治的被支配者層に押し下げられたと主張した(同年発表の前掲「州大中正の制に関する諸問題」でも甲族層・次門層などについての言及があった)。

続いて越智は「梁の天監の改革と次門層」(『史学研究』第九七号、一九六六年)を発表した。越智は梁武帝天監年間の官制改革以前に、「次門層が政治的に漸く被支配層としての色彩を濃くしていたにもかかわらず、武帝が『改革』にあたって、とくにその上部を改めて政治的支配者層に指定したこと、その指定と相応じて次門の政治的擡頭が見られること、そうした指定が甲族層の政治担当力の喪失・次門層が地方官界にもつ壟断的勢力と関連すること、こうした措置をとった武帝・政治的に擡頭した次門層に対し旧来の甲族層が意識面でどのような反応を示したということ、などをとりあげる」という問題認識から考察を進めた。その結果、改革以降次門層の上部——「士門」が二品

(政治的支配者層を意味する)に入るようになったことを指摘し、その背景として「甲族層が家格の固定化のうえに安坐して官僚として無能化したため、少なくともそれに比して政治担当力をもつ次門層出身者を、改めて明確に政治的支配者に繰り入れる必要があったこと」、「『士門』層乃至次門層のもつ在地性、豪族の勢力を『改革』が必要としたこと」などをあげ、「武帝は政治的支配者層たることを『再確認』された人々が新たに支配者意識を昂揚し、彼らが地方官界・鄉村社会にもつ力を通じて反抗のたかまりをおさえるべきを期待したと想定される」と主張し、また甲族層の改革に対する姿勢については、「旧来の甲族層は武帝(父子)が『士門』出身で彼らに対峙した朱异らを重挙し、それに才腕をふるわせたこと(それらを『次令僕』<sup>3)</sup>以上の官に就けたことを含む)に対し大きい反感をもちそれを怨んでいたとされよう」という。

そして同年に発表された「梁陳時代の甲族層起家の官をめぐる」(『史淵』第九七号、一九六六年)では、梁・陳時代限定(梁天監年間の官制改革以後)ではあるが最上の甲族層の起家を対象とした。この論文の要旨として結論部分を掲げておく。

①「改革」以前、甲族層は甲族としての家格に基いた起家をした。その際の起家の官は員外散騎侍郎、秘書郎、著作佐郎などであった。

②「改革」以後流内十八班制が施行され、それと同時に三公、令僕、次令僕各グループの官(次令僕グループの官の下限は流内第十二班)に就いたものの子がそれぞれ員外散騎侍郎、秘書郎、著作佐郎に起家することになった。蔭は宋以来宰相の子、素姓三公の子に現われているが、ここに至ってそれは広範かつ大規模なものとなった。

③「改革」以後次令僕以上に就官した際、そのものは次門層出身者であっても改めて（制度面で）甲族とされた。

④「改革」時武帝が右のような規定を設けた窮極の目的は、甲族層そのものの体質改善、若返りにあったと考えられる。

⑤それだけに、「改革」以後も旧来の甲族層であれば、次令僕以上となりえなくてもその子が著作佐郎以上に起家する「制度」が残っていた。（これは一見さきの蔭の制度―任子制と矛盾するようであるが、武帝の窮極目的からみれば決して相反するものでない。）そうしたわくのなかにおいて、旧来の甲族層で次令僕以上となりえなかったものが祖父の極官に基いて著作佐郎以上に起家をした場合のあることが一応予測される。（傍点越智）

⑥「改革」によって生じた、①、③、⑤に見えるような諸制度は陳に継承されたが、そこには甲族層そのものの体質改善、若返りといったことは別に期待されていなかったようである。

これによれば梁の武帝は官制改革によって特に甲族層を次門層と競争させることでその体質改善をはかったようであるが、それは陳には継承されず、南朝貴族制の立て直しにはつながらなかったことになる。

さらに越智は「南朝の清官と濁官」（『史淵』第九八号、一九六七年）において、梁天監年間の官制改革以後の清流・清貫・清級・清階・清華・清顯・清塗などの語が甲族層と関連のあることを指摘している。

「東晋南朝の族門制について」（『古代学』第一八巻第一号、一九七二年）では、父の族門が起家時のその子の属する族門を決定すること、父の属する族門が（例外的に）変化した際、その子たちがそれぞれの時点における父の族門に応じた起家をし、その起家に示される族門を構成したこと、同一宗族内で族門の異なるケースがあること、南朝において地方長官が族門判定権を掌握し、天子がその最終決定権を掌握

していたことなどを指摘している（タイトルにある通りこれを「族門制」と呼ぶ）。

越智はこれと並行して九品官人法研究も継続している。「九品官人法の制定と貴族制の出現」（『古代学』第一五巻第二号、一九六八年）では、九品官人法の制定が貴族制の成立にどのように影響したかという問題を扱ったものであるが、越智は「皇帝の支配権―支配体制と士人の秩序とがならび存し、後者（とくに上級士人の秩序）が前者に接触しつつ、その独自の存在意義を有したものであり、両者をつなぐのが九品官人法である、といった体制として理解している」と結論づけており、それまでの越智の皇帝―貴族―郷党という三者の関係についての理解を九品官人法にも適用している。また「魏王朝と士人」（『史淵』第一二号、一九七四年）では、まず後漢末期の士人は旧来の儒教倫理を否定する曹操の配下にいたが、曹魏の建国に伴う受禪において、その理由づけに祥瑞があらわれ、諸臣が受禪を望むというだけでなく、（諸臣を含む）天下の民衆もそれを望むという形式がとられたことから、旧来の儒教倫理が時代の変化に応ずる形で、官吏を含む全民衆の思向が王朝政権なり政治なりのあり方を決定するという政治理念を生じ、これが州大中正の運営の基盤となり、また官吏の身分に関しては、「公輔之望」「宰臣之望」などといった形であらわれたと主張した。この論文では中正制についても言及があり、曹魏初期の郡中正は官吏登用に際して各郡の豪族の意向を汲まざるをえず、また推挙された官吏・士人によって軽薄浮華の風を生じたが、司馬懿によって州大中正の制が定められると、この制度のもとで前述の新儒教倫理―州単位の民衆から推される―と、「清議」＝「清談」による官吏に対する清濁の評価などの中に士人は生きる途を見出し、東晋成立時における南遷した北人士人が南土で政治生命を保つ際の理念的

なよりどころとなつたと指摘する<sup>(4)</sup>。

そして越智は自身の貴族制に関する主要研究の内容を時系列的に整理し、『魏晋南朝の貴族制』（研文出版、一九八二年）にまとめて刊行しており、これにて越智の貴族制研究は完成したと見てよからう。

### 三 矢野の研究

同時期の矢野はまず「東晋における南北人対立問題——その政治的考察——」（『東洋史研究』第二六卷第三号、一九六七年）において、主として録尚書事・尚書令・尚書僕射などの尚書省の諸官について南人・北人の動向に注目し、東晋政治史におけるそれぞれの動向を分析した上で、「南人官僚が多く用いられた時期であれ、そうでなかった時期であれ、南方出身官僚の活動は東晋朝に対する忠誠で貫かれ、南人、北人という対立意識を超えた立場で、その政治的行動が律せられたようである」と結論づけた。「東晋における南北人対立問題——その社会的考察——」（『史学雑誌』第七七編第一〇号、一九六八年）では、前掲守屋美都雄「南人と北人」に指摘された「北人の南人化」という現象がどのように発生したかという問題関心から、北人の帰葬や墓地、僑居地に対する帰属意識や土断などに着目しつつ、「北人の南人化」の実態を解明した。「南朝における南北人問題——南朝の成立——」（『長崎大学教育学部社会科学論叢』第一九号、一九七〇年）でも、南朝における恒常的な南北人対立の存在を否定した。

ここで矢野は僑居地や土断に言及しているが、それらについても「土断と白籍——南朝の成立——」（『史学雑誌』第七九編第九号、一九七〇年）を発表している。ここにおいて矢野は、前掲越智「劉裕政権と義熙土断」や『資治通鑑』胡三省注<sup>(5)</sup>、増村宏「黄白籍の新研究」（『東洋史研究』第二卷第四号、一九三七年）などの先行研究を整理し、「土断

と白籍とが、どのような関係にあるのか、はっきりしない」とした上で、その解明を目指した。矢野によれば、白籍とは「なお従来の本貫を失っていない籍であり、現に江南に寓居しても、そこは単なる僑居地で、そこに籍をつけたわけではなく、その現住地を記した仮の籍に、北方の本貫が注されている、という如きもの」、「江南に流寓した北人に与えられた、いわば仮の籍」であるとし、土断とは「当時の流寓、僑居の状態を、現住地に固定させる」ことであり、この場合白籍を廃止して北人を土着化させたことを指すと主張した。矢野は東晋・南朝史の事件としての土断をここで扱ったが、続く「郡望と土断」（『史学雑誌』第二一三号、一九七一年）では、それまでに矢野が携わってきた系譜研究の方法論を織り交ぜて再び土断について検証した。ここで矢野は、「郡望」について「本籍地という意味以外に『祖先発祥の地』とか、『一族の本来の根拠地』とかいった風な一族にとつての由来の地であることを物語るような一種のニュアンスが感ぜられる」とする竹田龍兒「唐代士人の郡望について」（『史学』第二四卷第三号、一九五一年）の説に基づきつつ、元来はその一族の発祥の地でありかつ本貫地であつたもの——その一族の発祥の地であり、旧望ともいべきもの——は、郡望——南朝などにみる新望ともいべきもの——の成立によって忘れ去られるようになった、すなわち「これらの家の門閥としての成立と共に成立し、北人貴族の場合、江南においてなおその古くからの出身地とされたものが所謂郡望であつたようである」と主張した上で、土断はこうした郡望否定への方向性を促した一方で、郡望そのものが大切に扱われたために「必ずしも郡望否定に直接的にはつながらなかった」と主張する。

「本貫地と土断、秀孝及び中正について」（『社会科学論叢』第二〇号、一九七一年）では、「魏晋南朝を通じて、秀才や孝廉はその本貫地にお

いてあげられていた」とし、また中正について、西晋時代には一部の例外がありつつも原則として本貫地における州中正任命がルールであったが、東晋時代には、司州・雍州など僑置されたものについてはそこに属する僑民に対して郷品を与える仕事は一応はあったが、秦州・梁州のごとく、一般には遥領されたに過ぎぬ州においては、中正の存在はいかなる意味においても名目的なものに過ぎず、また并・冀・幽・平の四州の大中正を兼任した王述のケースに関しては、この時代に平州が僑置された形跡が見られないことから、「四州中正の州名は、単に江北時代の州名をそのままつかっているものにすぎ」ず、「四州大中正などというものは、形式的な名目的な中正にすぎなかった」と主張した。南朝の中正については、「南朝における州中正の任用のルールは、一般的には現本貫地による任用であったが、時に江北の旧本貫地に從つての任用を併用する如きがあった」（郡中正も基本的には同じ）とする。

この他矢野は中正制において中正から司徒府にあげられた状についてもとりあげている。「状の研究」（『史学雑誌』第七六編第二号、一九六七年）がそれであり、諸史料、例えば正史の列伝の冒頭に見える人物評の記述を状と同じものと見なし、それを材料として分析したものである。その上で矢野は、後漢末期における月旦評のような人物に対する郷党の評——郷評は、元来私法に過ぎなかったが、曹魏において中正制が設けられると、郷評は公的な性格を与えられるようになり、これこそが状であると主張した。「九品の制をめぐる諸問題」（『長崎大学教育学部社会科学論叢』第一八号、一九六九年）では、『三国志』卷二二魏書陳群伝の「制九品官人之法群所建也」という記述の解釈について先行研究の主張を整理・検討し、結果、「制九品。官人之法、群所建也」と区切って読むのが正しいとし、「魏初の九品、魏中期の九

品について考えた結果、魏朝最初の文王によって創設された九品は官品九品であり、それ以降の九品は、中正による郷品、郷品九品であったとしてよさそうである」と主張した。

そして矢野は「門閥貴族の系譜試論」再説」（『史学雑誌』第八一編第一〇号、一九七二年）を発表し、前掲「門閥貴族の系譜試論」の補強をはかった。ここにおいて矢野は、主として川勝「漢末のレジスタンス運動」に対する批判の形をとりながら、後漢末期の党人や清流勢力の実態解明に取り組んだ。そして次のような結論を下している。

以上述べたところを、ごく簡単にまとめてみれば、大要次の如くであろう。清流勢力から門閥貴族が生まれたとする川勝説を検討する為には、先ず、清流勢力とは何かを考えねばならなかったが、清流勢力の中心は党人であり、党人は社会的名士たる名士とは異つて政治勢力である、と考えられた。従つて後漢末期の清流対濁流の対立は、つまるところ政治的権力闘争ではないのかと考えられる。ところがその清流勢力も、黄巾の乱後になると、或る人々はその一族の伝統的保身主義に立返つて、或る人々は自らの政情分析に從つて、共に保家保身の現実主義者へと変質し、新しい政権へ積極的に参加する態度をとった。そこには最早、宦官政権に対立した時にかかげられた、儒教的國家観などは全くみられない。このように、時世に順応し、権力に身を投じた人々こそ魏晋門閥を形成していった、と理解すべきであろう。

清流勢力を後漢政府とは本質的に別個の社会的勢力と規定し、宦官・濁流勢力に牛耳られた政府との対決という過程をへた清流勢力から魏晋貴族が生まれたとする川勝の説に対し、清流勢力（党人）・濁流勢力ともにあくまで政治勢力であり、両勢力の衝突は「政治的権力闘争」に過ぎず、黄巾の乱の後に現実主義に立ち返り、新政権に参加し



た旧清流勢力の一部から魏晋門閥が誕生したとするのがここでの矢野の主張である。

さらに矢野は『門閥社会成立史』（国書刊行会、一九七六年）を刊行した。「門閥貴族の系譜試論」を序章に、「門閥貴族の系譜試論」再説」を第一章に再録したが、残りの章は全て書き下ろしである。第二章「後漢末期の郷邑の実態について」では、「郷邑の支配をめぐる複数豪族のほげしい競合」によって、「豪族の領土化傾向による小農民の没落と階級分化の進行」が発生し、それらを引き起こした宦官政府とその一味豪族との勢力に対する、清議の徒の地方秩序再建のための反撥があったとする川勝「漢末のレジスタンス運動」に対する検証が行われた。ここで矢野は、特に後漢における婚姻の実態調査という方法をとり、当時の郷邑とは、属する階層にとつてそのとらえ方が異なっており、例えば地方小農民あるいは土豪・豪族にとつては自然村であり、中央官僚にとつては中央官僚社会そのものであったため、「引き裂かれた地方郷邑の実態に根ざすという直線的理解が、必ずしも正しくないことを示す」といつている。第三章「後漢宦官の性格について」では、宦官の養子襲封や婚姻などの事例を扱い、「あたかも宦官集団・宦官豪族などが存在して、そのような役割を演じたかの如く説明されてきたけれども、それは全くの誤りであつて、宦官は個人的、乃至はグループ的にしか活動していないのである」と主張した。第四章「後漢官僚の処世の術について——寄生官僚制解明のために——」では、後漢時代の官僚が、中央権力とどのように関わり、また身を処してきたか、という問題の解明が試みられた。そこで矢野は、官僚は主として保身・栄達を目的として、党的結合という行動をしばしばとり、後漢末期の清流勢力・濁流勢力もその一例であり、彼らの党争は政治上の奪権闘争にすぎないという従前の主張を確認し、また

結語においては「食祿之家」——官僚家が全く俸祿にたよつて生活し、一般人民のように、土地に頼る経済生活をすべきではない、一般人民と利を争うべきではない（「不与百姓争利」という倫理が存在しており、それは寄生官僚としての自覚であつたと述べる。第五章「後漢寄生官僚論」では、漢代における官僚の実態について考察している。これによれば、前漢時代の中央官僚のうち、高級官僚は俸祿以外にかなりの収入の道を有し、経済的には豊かであり（下層官僚の生活は苦しかった）、また本郡に一族一門が本郡にて土着勢力を形成したケースが見られるのに対し、後漢においては中央高級官僚家が形成され、「現実の生活の場を中心として、新しい墓地も設けられ、新しい故郷の成立という歴史の流れが生まれてきた」という。第六章「門閥の超王朝的性格について」では、貴族制や漢代の選挙制度に関する研究史を整理しつつ、貴族にとつては生活の場は中央であり、中央こそ郷党であり郷論の場であつたと主張した。第七章「曹操集団の性格の一考察——寄生官僚制解明の為に——」では、前漢高祖集団や後漢光武集団が郷党的性格を有するのに対し、曹操集団は超郷党的であり、これは社会生活における生活圏の拡大と、人材の中央集中を前提として成立していたと主張した。「結語にかえて」では中正制について論じられているが、同時に矢野は、後漢における高級官僚層の固定的存続を「第一次門閥社会」と呼び、才能中心主義と中正制によって集められた人々が急速に官僚化—貴族化した魏晋門閥社会を「第二次門閥社会」と呼び、さらに南朝における、南北人の融和に基づき形成された門閥社会を「第三次門閥社会」と呼んだ。<sup>6)</sup>

『門閥社会成立史』は全体的に川勝・谷川に対する批判という方針を明確化しつつ論を進めているが、ここでの矢野は永田英正「漢代の選挙と官僚階級」（『東方学報』京都第四一冊、一九七〇年）を頻繁に引

用している。これは前漢・後漢の官吏登用制度を扱った研究であるが、特に後漢時代について次のように指摘している。

後漢に入つて選挙は一変した。前漢以来の儒教の普及と浸透にともない、儒教の定める礼を實踐するのが士風となり、朝廷もそれを奨励したため、徳行を重んじる孝廉の科が特に重視され、前漢では選挙科目の一つであった孝廉が、後漢ではあらゆる選挙を包括しかつ優先する、いわば選挙の代名詞となった。後漢における孝廉の選挙の盛行の原因はここにある。ところで孝廉の場合、その選挙の規準となつたのは郷党の声望であつた。郷举里選とよばれるゆえんである。恐らくこれは共同体意識の強い古代都市国家時代の伝統をくむものであろう。そのため、地方郷党で大きな発言権をもつ官僚を中心とする名家、或は豪族が多く推薦されることになった。選挙者が政治的に不安定な立場にあつた太守であつたことも、それに拍車をかけた。そして特に豪族が選挙によつて官僚へと昇格することにより、官僚と豪族が一体となつて政治的・経済的社会的力によつて郷党の世論を支配するに至り、選挙の形骸化がはじまる。加えて漢代郎官の制度的欠陥から、孝廉の選挙はしだいに栄達のための十分条件とはならなくなり、そのため、選ぶ者は人材を確保する方法として、応ずる者はより有利な栄達の途として、前漢以来の辟召が利用されるに至つたのである。但し辟召の場合でも選ぶ標準は声望によつていたため、孝廉に挙げられたということが既に有利な条件であつた。したがつて官僚の出世コースは、起家からはじまつて昇進の過程にいたるまで全てが家柄として確定しかつ固定され、累世二千石からついに累世三公という官僚貴族の出現を見るに至つたのである。

ここで永田が説明する後漢官吏登用制度の実態は、矢野の説（特に

「第一次門閥社会」の成立」と共通する点も多々見られるのであり、だからこそ矢野は積極的にこれに言及したのである。そのため該書執筆の動機の一つにはこの論文の発表があつたと思われる。

#### 四 中村圭爾の研究

一九七〇年代から八〇年代にかけて発表された研究としては、他に中村圭爾のものがあげられる。ここでは中村の当該時期の研究を紹介していきたい。

まず「九品中正法における起家について」（『人文研究』第二五卷第一〇号、一九七三年）は、主として劉宋・南齊時代における起家官を中心として、家格と任子の制を扱い、南朝貴族制の一端の解明を目指したものである。これによると、「はつきりと同じ起家官を連続して出すという形で家格の存在することが確認でき」、「一品官の子は五品員外散騎侍郎に、三品官以上の子は、六品秘書郎および著作佐郎・七品府佐に、五品官以下の子は、奉朝請・太学博士以下に起家するのが原則であり、こうした任子の制は、「現実には家格によつて強く規制されていた」という。そして「いわゆる天監の改革に先行する宋齊時代には任子の制と家格は、九品中正法が運営されてゆく過程で補充しあうとともに、規制しあい、ますます家格を固定化しつつ、貴族的ヒエラルキーを確固としたものに築きあげていったのである」と主張する。南朝陳における任子の制の存在は宮崎が指摘しており、また宮崎はそれが貴族制と対立するものと見なしたが、中村は劉宋・南齊にも任子の制は存在し、また貴族制の強化に任子の制が作用していたと指摘するのである。<sup>7)</sup>

「晋南朝における俸禄について（上）」（『人文研究』第三〇卷第九号、一九七八年）・「晋南朝における俸禄について（下）」（『人文研究』第三

一卷第八号、一九七九年）では晋南朝時代の俸禄について考察しており、「かれらが官人として存在するためには、土地から一時的に遊離し、京都を中心として官人生活をいとなまざるをえない。そのような官人生活において、官人としてあるためには俸禄は相当に重要な経済的基盤であった」（傍点中村）と主張した。一見これは矢野の説を補強する成果に思えるが、東晋・南朝の江南貴族制における北来貴族の基盤として注目するのであれば越智の説の補強をも果たすものとなる。ただし一方で「南朝官人がほとんど俸禄生活者となりきっていたという見解には、一定の条件づけが必要であるようにおもわれる。すなわち、南朝官人がその存在の唯一の経済的基盤を俸禄においていたという断定にはなお躊躇が感じられる」ともいつており、俸禄のみを存立基盤とするという見解からは一定の距離をおいている。

「晋南朝における除名について」（『人文研究』第二六卷第二号、一九七四年）では除名の語について考察している。除名とは「吏名を除いて民と為す」ことをいい、この「吏名」とは、籍注の一部であり、吏（政治的支配者）としての官職名のことを指すと中村は主張した。また「民」とは吏とは対蹠的な政治的被支配者であり、「そのあくまで政治的被支配者である民は、その中に社会的支配者である士と社会的被支配者である庶を含んだ存在であった」（傍点中村）とする。であれば「除名はあくまでそうした政治的身分の変動のみを意味する刑であるから、民の中に含まれた士・庶それぞれの社会的身分はまったく影響を受けることがない。したがって除名とは、士出身の吏は士身分へ、庶出身の吏は庶身分へと、それぞれ政治的支配者たる身分を剥奪される刑であった」ことになる。

社会的身分と政治的身分の関係については「九品官制における清官について」（『東方学』第五二輯、一九七六年）において再び論じられた。

この論文の要旨として結論部分の次の一節を引用しておこう。

郷里社会の身分としてある清および濁が官制に反映されてゆくことを可能にしたものこそが九品官人法における銓選の原理であった。九品官人法にあつては銓選の最終的権限が吏部にあるとはいへ、たてまゝとしてはその吏部銓選の基礎となるのは中正の人物評定（状・郷品）である。おおむね州郡の最上層階層は独占する所である中正が清議を通して清濁を淘汰し、吏部がそれによつて清濁を峻別しつゝ銓選を行うのであるから、畢竟郷里社会の身分秩序をそのままの清濁が官制にもちこまれ、清には清なりの、濁には濁なりの就任官ができ、ここに社会的身分による官歴の固定化が顕現する。（傍点中村）

つまり中村は、郷里社会（郷党）における各人の身分と比例する形で、官制における清官・濁官のいずれかに配置されるとするのであり、社会的身分と政治的身分の二元性をここでも指摘している。宮崎は官の清濁について、例えば六品官は「郷品二品の人が起家して就く官と、郷品三品の人が七品官から上つて来て就く官と、以下順次に下り、最後に郷品六品の人がずつと下位から上つて来てここで行詰りになる官と、凡て五種類の官があるわけである」といつているように、同一官品の官の性質上の差違をその由来と考えたが、中村は社会的身分の政治による承認にそれを求めている。

中村の研究は、士庶区別をあくまで社会的な現象とし、政治的な支配・被支配とは別物と解釈する点の一つの特徴としているが、そうした中村の士庶区別に対する理解は「『士庶区別』小論——南朝貴族制への一視点——」（『史学雑誌』第八八編第二号、一九七九年）にて補強される。ここで中村は士庶区別について次のように述べている。

士庶とは本質的に郷里社会に形成の契機をもつ——より正確には

上層階層の操作の下にある郷論とその制度化である郷品を契機とする——社会的身分であり、現実には諸氏族間の階層的秩序として現象するものであった。しかしながらその士庶が皇帝支配体制の中にくみこまれるとき、かれらの社会的身分がそのまま無条件で政治的身分に転化するのではなく、官僚身分の有無という異質の契機によって政治的身分としての士庶への再編成をうける、という理解である。

士庶区別は本質的にはあくまでも社会的身分の差異であり、それが皇帝を頂点とする支配体制に組み込まれる際にそれぞれが政治的身分としての再編成を受けると中村は主張するが、ではこうした現実において皇帝権力はどのような存在であったのか、という点が疑問として生ずる。それについて中村はこのように主張している。

皇帝権力によるかような社会的階層秩序の是認・体制内化の志向が意味するものは何か。婚姻——それは本来日常的営為であるが、当時はしばしば政治的意味をもった——、あるいは官僚の政治生活において士庶なる区別の存在することを当然とみなし、また士大夫は天子の命ずるところではないという一言に象徴されるような、すべての秩序の根源たるべき存在としての皇帝の権威をみずから放擲したような皇帝権力のありかた、それは一応その権力の強弱という範疇に属する問題として理解できるかもしれない。しかしながら、それは皇帝権力が弱体化しているのに対して、士階層がそれに対抗しうるような強大な実力を保有していた、といったような単純なものではない。むしろ皇帝みずからが皇帝権力を根源とする政治的秩序とはまったく別の地平に異質な秩序——社会的秩序——の存在することをみとめ、しかもそれを国家秩序の正当な一部ととらえていたことをしめすものと理解し

たい。それどころか最高の政治権力として抽象されるはずの皇帝がもとをただせば凡百の氏族のうちの一族の出身という側面を捨象しきれず、したがって諸氏族を規制している郷里社会の氏族秩序から完全に自由ではありえなかったこと、同時にそのようなことを可能にするほど郷里社会の秩序は社会的規範として、あるいはイデオロギーとして高度に完成していたことをしめしている。とさえいえよう。

中村は、社会的秩序の存在を認めつつ、皇帝権力ないしはそれが形作る政治的秩序は社会的秩序を包摂する形で存在していたとし、また皇帝が「凡百の氏族のうちの一族の出身」であることが社会的秩序からの不自由さを一面で有していたとする。これは越智の、皇帝権力と貴族の関係についての主張と一見類似するが、越智が段階的に前者が後者を凌駕していくと理解しているのに対し、中村は政治的身分と社会的身分の二元性ととらえ、しかも後者が皇帝権力を一部制約すると認識している点、越智よりも郷里社会・社会的身分の強靱さや自立性を強調していることとなる。すると今度は郷里社会の実態について中村がどのように考えていたかが問題となるのであるが、これについて中村は『郷里』の論理——六朝貴族社会のイデオロギー——（『東洋史研究』第四一巻第一号、一九八二年）を発表している。これは魏晋南朝の郷里社会（郷党社会）に焦点を当てた研究であるが、中村は序論において次のようにいう。

ところで、貴族と郷党社会の関係が言及されるばあい、その郷党社会はつねに現実的世界としてとらえられてきた。たとえば、土地所有関係や豪族と小農民の関係、あるいはそれを包摂するかたちでとかれるいわゆる豪族共同体などといった村落社会構造の六朝的ありかたが右のような研究視角の基底にあることはいうまで

もないし、それゆえにこそ貴族制の歴史的 성격の追求が可能なのである。しかしながら、この現実の郷党社会と貴族とを対置し、その関係を追求する方法には一定の限界があるようにおもわれる。なぜならば、貴族制成立の初発においては、たしかに貴族は現実の郷党社会よりの遊離をはじめると、貴族と郷党社会との関係がきわめて抽象化されたものになるのみならず、抽象的な関係でかかわる郷党社会そのものが貴族にとってまったく現実的意味を喪失したものにほかならなくなる。それは、江南に僑居してなお旧貴を標榜しつづける南朝貴族における郷党社会との関係にもっとも典型的にみられる。にもかかわらず貴族が依然として郷党社会に固執するとすれば、それは貴族が郷党社会に現実的関係をこえた意味をみだしているからであるとしか理解できない。そしてそのような意味とは観念的・意識的なもの以外にはありえない。さればこそ、現実の郷党社会のさらになたに考察の射程をのぼすことがもとめられるのである。

既にこのときには越智・川勝らが郷党からの貴族の遊離を指摘していたが、本稿でここまで述べてきたような問題、すなわち東晋・南朝の江南社会における北来貴族にとつての郷党とは何かという問題が、中村によって意識的に注目されたのである。そして中村は考察の結果、「六朝期の政治的社会的諸構造が内包する秩序原理には、皇帝権力をその根源とするいわば政治的秩序と皇帝権力とは無縁の場で成立する社会的秩序という異質な二種のそれがあり、その相互の対立と統一に六朝期政治的社会的構造の歴史的 성격があるというものである」とした上で、社会的秩序について次のようにいう。

社会的秩序とは、一種の共同体的世界としてある「郷里」において、この世界独自の価値観を基軸にして構築される秩序である。

しかしながら、注意しておかねばならないのは、この「郷里」と在地村落の現実的構造には大なる落差のあることである。その落差は端的にいえばあるべき世界と現にある世界との差であるが、「郷里」においては現実の村落社会に貫徹している政治的経済的論理は排除され、独自の共同体的世界の論理による秩序が成立しているのである。そしてこのような「郷里」はまさに観念の世界なのであり、村落社会支配をより完結したものにしようとする支配的階層によって醸成された六朝期固有の虚偽意識とみることができるともあれ、それゆえに社会的秩序とここでいうばあい、それは現実の村落社会におけるそれではなく、一種の観念へと昇華された「郷里」世界におけるそれである。ここでは、したがって大土地所有者・豪族ではなく、士が正当な支配者である。そしてそれと皇帝権力の関係については次のように述べる。

この「郷里」の論理は普遍的であり、最高の政治権力を有するはずの皇帝すらもその規制力から自由にはなれなかつた。かかる「郷里」の秩序をみずからの存在の根拠とした士が官僚社会を形成すると、皇帝権力の一元的支配が貫徹するはずの官僚社会が「郷里」の秩序によって歪曲されるのみでなく、皇帝権力さえもが唯一の秩序の根源としての地位を喪失し、その絶対的権力を相対化されてしまう。ここにはじめて貴族が単なる官僚としての存在をこえ、貴族たりうるのである。

ここでの中村は、社会的秩序や「郷里」はあくまで「観念の世界」、「村落社会支配をより完結したものにしようとする支配的階層によって醸成された六朝期固有の虚偽意識」であるが、それは皇帝の絶対的権力を相対化しうるほどの力を有し、「郷里」のトップである士は、これによって「単なる官僚としての存在をこえ」た貴族となってい

く、と主張するのである。

「『劉岱墓誌銘』考——南朝における婚姻と社会的階層——」（『東洋学報』第六一巻第三・四号、一九八〇年）は、一九六九年に江蘇省句容県袁巷公社小竜口より出土した『劉岱墓誌銘』（墓主の劉岱は『南齊書』卷二六王敬則伝に「山陰令劉岱」として見える）を材料として、南朝における婚姻の実態解明を目指したものである。考察の結果として、南朝においては士庶の不婚はもちろんのこと、士身分の間でも姻戚関係を結ぶ氏族が階層化していたと中村は主張する。

「南朝貴族の地縁性に関する一考察——いわゆる僑郡県の検討を中心に——」（『東洋学報』第六四巻第一・二号、一九八三年）は南京市出土の墓誌銘などを利用しつつ、江南における北人貴族と僑郡県の関係について論じたものである。ここにおいて中村は、予州陳郡陽夏県の謝氏のように、劉宋代には北土の本貫を副次的なものと思なし、南土に新本貫をもつようになったケースは見られるものの、南徐州琅邪郡臨沂県の王氏・顔氏や蘭陵郡蘭陵県の蕭氏などの場合は、彼らにとって僑郡県は名実ともに完全な本貫そのものであったとした上で、次のように述べている。

貴族にとつて、郷里社会との密接な関係は不可欠のものであった。なぜならば、郷里社会の秩序こそが彼らの存在の根拠であったからである。ただし、その関係は、郷曲に武断するような直接的なものであつてはならず、むしろ抽象化されたものでなければならなかった。したがつて、かれらの本貫の標榜は単なる商標（王仲華『魏晋南北朝史』上）ではなく、存在の根拠をおく郷里社会をもつことの強調に意味があつたのである。このように理解してはじめて、大姓主導による本貫僑置の意味、そして僑置された本貫が名義上のものであるか現実のものであるかという点が貴族

としての等級の上下とふかくかわるということを適確に説明しうるのではなからうか。北人か南人か、土着かいなかという問題とならんで、いかなる本貫といかなる関係をもつかというのが僑郡県の問題にうかがえる南朝貴族の関心であり、そこに南朝貴族の存在のありかたをみるのできるのである。（傍点中村）

中村によれば貴族と郷里社会との関係は「抽象化されたものでなければならなかった」のであり、僑郡県の設置はその一形態であつたという。この僑郡県の問題とも関連するが、さきの論考において中村が魏晋南朝における「郷里」を虚偽意識と理解したのは、東晋・南朝において上流の貴族であつた華北系の北来貴族が、実在する郷党・郷里社会を支持基盤としていたと想定することが困難であることに起因する。

「九品官人法における郷品について」（『人文研究』第三六巻第九号、一九八四年）は、郷品と郷里社会の関係に焦点をあてたものである。ここで中村は、郷品九品は従来いわれてきたような個人の才能を官位を基準として等級づけたものでも、郷里社会の豪族を頂点とした現実的な階層秩序の表現でもなく、郷里社会本来の価値観としてある礼制に基づく人物評価であり、そのような郷品は、単に任官資格としてあつたのではなく、郷里社会における身分の表現としても機能しており、したがつて郷品九品の制定は郷品による新たな、そして階層的形態をとる郷里社会の成立を結果したと主張する。

そして中村は、これらの論文を収録した『六朝貴族制研究』（風間書房、一九八七年）を刊行する。この時期における中村の研究は、どちらかといえば東晋・南朝貴族制の実態解明が主たる方針であり、それと九品官人法・中正制の研究を並行させるといふものであつた。そして貴族が俸禄を経済基盤としつつも、一方で虚偽意識としての「郷里」も貴族を支えていたことを同時に主張しており、貴族の存立基盤

が、必ずしも単一のものではなかったことを示唆している点に重要な意義がある。

## 五 中国・台湾における研究

ここまでの研究史整理は、日本における中国貴族制論争の展開を中心的な対象として行ってきたので、念のためこの時期における中国・台湾を中心とする海外の研究を簡単に紹介しておきたい。

この時期の中国では、唐長孺『魏晋南北朝史論拾遺』（中華書局、一九八三年）が出版されている。これは唐が一九五八年から一九八二年にかけて発表した論文などを収録したものであるが、そのうち貴族制に関わるもののみをここで紹介しておく。

まず「東漢末期の大姓名士」（二五～五二頁）は、後漢末の政治・社会について論じたものである。後漢の地方行政は「大姓」「冠族」によって壟断されていたが、当時はこれ以上に重要な勢力として、選挙（察举）や郷里の清議と緊密に結びついていた「名士」がいた。彼らは選挙や公府の辟召により政界に進出していき、当時の政治に影響を及ぼしていたが、基本的に彼らは（少数の例外はあるものの）「大姓」出身であった。そして何進や董卓は彼ら「名士」を自身の政権に多数取り込んでおり、また後の曹操も荀彧を介して「名士」を登用し、特に彼によって取り込まれた「大姓」「名士」は魏晋「士族」の中核部分となった。また河北平定後には崔琰らを通じてこの方面の「名士」を吸収し、さらに荊州平定後には韓嵩を通じて当地の「名士」を登用した。戦乱のため郷里社会が荒廃し、その清議も衰退していたため、選挙のような官吏登用制度の運営は困難であり、やや小康状態に落ち着いた後漢・曹魏交代期に九品官人法（九品中正制度）が制定され、郷里の清議と官吏登用の一致がはかられた。しかしこれは「士族門

閥」の世襲などの特権を保障するものにはかなりえなかつた。以上が「東漢末期の大姓名士」の概要であり、「名士」が「士族」の源流であると唐長孺が考えていることがうかがえるが、これは川勝の研究内容と類似する部分が多い。

「士族的形成和昇降」（五三～六三頁）は、後漢魏晋南朝における個別の「士族」の地位やその変化について論じてたものである。ここで唐は西晋時代における劉毅の上表などの選挙や中正の品第に関する議論などを分析し、その上で次のように述べている。

ここまでに我々は士族は魏晋において形成し、したがって魏晋時代に政治的地位を獲得した家族のみが士族に列せられる資格をえたことを論証した。西晋人は中正の品第の高下が当時の権勢によって定まっていたことを譴責したが、中正のよっていた「門資」は実際には当代の官爵であつた。東晋南朝の中正の品第は既に固定されており、沈約が指摘するように、「凡そ厥れ衣冠、二品に非ざるは莫し」であり、若干の家族は「門地二品」、すなわち門地が二品であるべきことや、現状の官爵の高低に基づくものであり、権勢の大小と中正が定めた品との関係は西晋ほどには重要でなかつた。しかし士族内部の高低・昇降は依然として当時の官爵によって定められていた。我々はこれまでに謝・庾・褚・蕭の四族をあげて例とし、これらの家族が東晋南朝において第一流の高門となることが、権の重さや位の尊さ（蕭氏は皇室でもあつた）と関係があつたことを説明してきたのである。

すなわち唐は魏晋南朝の「士族」が血統や血縁ではなく、各時代における官爵をその地位の根拠とする存在であつたと主張するのである。官爵を基盤とするという主張は日本の貴族制研究ではあまりなされておらず（任子制についての言及はある）、その点、唐の主張は独創的

あるといえよう。

また「士人蔭族特権和士族隊伍的拡大」(六四〇七八頁)では、魏晋南朝における「士人」・「士族」に、寒門地主や商人が進出し、劉宋・南齊における検籍によって「士庶分かつた」という状況に移行する過程を描写した。

そしてこの時期における主要な貴族制研究者として、台湾の毛漢光があげられる。毛はまず『両晋南北朝士族政治之研究』(上下冊、中国學術著作奨助委員会、一九六六年)を出版した。上冊上篇第一章「名詞、標準及研究方法」では、「士族」という単語の定義づけを行い、三代以上官僚をつとめたことと五品以上の官をつとめたことの、両方の条件に合致する者を「士族」と見なしている。第二章「大士族」では、史料にあらわれる晋南北朝時代の「士族」各氏の人数を統計分析し、それぞれの大小について論じている。第三章「両晋南北朝士族之由来」では「士族」の起源について論じており、「士族」は漢代において台頭した「大族」を淵源としており、その「大族」は、政治勢力にとりついてできたもの、学問の相伝によるもの、経済力によってできたものの三つのケースがあったと主張する。第四章「從選挙制度之士族論士族保持政治地位」では九品中正制を扱っており、遷官状況と郷品・官品の関係について分析している。第五章「從選挙官之分析論士族保持政治地位」では司徒や司徒左長史・中正・吏部尚書など、人材を推挙・任命する人事関係の官の就任者の統計分析を行い、「士族」による人事独占の状況を明らかにしている。第六章「從压抑寒素論士族保持政治地位」では寒門・寒人について論じており、彼らの就官状況などを統計分析している。第七章「從嚴守門第界限論士族保持政治地位」では「士族」の姻戚関係や譜牒について論じた。第八章「從經濟方面論士族保持政治地位」では両晋南北朝における「士族」の土地

所有状況を解明し、また「士族」の経済上の特権に触れている。第九章「從家族内在因素論士族保持政治地位」では家学や家族主義と「士族」の地位の関係について論じている。下篇第一〇章「主要官吏士族成分之統計分析」では官僚の各官職への就任状況について統計分析を行い、例えば三省と司徒府の「士族」の割合は九卿に比べて高い、中央官は地方官に比して「士族」の割合が高い、武官は「士族」の割合が低いなどの「士族」の就任する官職の傾向を解明した。第一章「各朝官吏士族成分之統計分析」は東晋・劉宋では「士族」が栄えたが、南齊・梁・陳では寒人が台頭し、「士族」の高官に占める割合は低下したとし、一方の北朝の北魏においては、胡漢・文武の「士族」が高官を占め、寒人の台頭は少なかったが、北魏の分裂後の東魏・北齊においては寒人が台頭し、北周では「関中本位政策」から「士族」の割合が北齊に比して多かつたことを指摘する。第二章「結論——両晋南北朝官吏士族成分之総統計」では晋南北朝時代の「士族」・「小姓」・「寒素」のパーセンテージを算出している。下冊「両晋南北朝官吏総表」は晋南北朝各王朝の官僚の官職就任状況を表にまとめたものである。

そして毛は一九八八年に『中国中古社会史論』(聯経出版事業公司)を出版している。これは本論が一二篇からなり、第一〜四篇は総論、第五〜一二篇は個別研究の分論となっている。

総論の第一篇「中古統治階層之社会基礎」は漢代から唐代にかけての貴族制の推移を概観したものである。第二篇「中古統治階層之社会成分」では後漢献帝が即位した西暦一九六年から唐の滅亡直前の九〇六年に至るまでの八一〇年間を、おおよそ一世代三〇年ごとに合計二七期に区分し、それぞれの期間における「統治階層」のうち、「士族」・「小姓」・「寒素」(「士族」の定義に関しては既に『両晋南北朝士族政



治之研究』にて説明されているが、それぞれの詳しい定義については後述)の各出身者の割合を統計に基づいて割り出している。第三篇「中古家族の変動」は「統治階層」各家族の変遷や断絶、存続について論じている。第四篇「中古土族性質之演變」では「土族」の形成過程を次のように叙述している。漢代において成長した地方豪族は、後漢中期に到り「区域性」から「中央性」を帯びるようになり、また党人の評論を通じて全国的な社会領域を形成し、そこから「中央化」した「土族」が形成され、彼らの多くは首都もしくはその付近に居住した。ゆえに西晋滅亡後の東晋・南朝においても僑姓「土族」はその多くが建康付近に居住していた(また東晋・南朝における「土族」は武をやめて文に走る傾向を有していた)。北朝においては、初期は政府が「漢姓土族」の地方社会における声望を利用していたため、彼らの「官僚化」は不徹底であったが、孝文帝が俸禄制度を開始すると、「土族」の「官僚化」や「中央化」が促進されたが、逆に「胡姓」は洛陽遷都とともに「中央化」の道が絶たれ、やがて六鎮の乱を起こしてしまう。隋・唐に至ると、科挙の創始により「統治階層」の地位は流動的となり、魏晋以来の「土族」の中から「統治階層」から退出する家族があらわれると同時に「小姓」や「寒素」から「土族」となる家族も見られるようになる。特に唐代初期における「旧族」(魏晋以来の「土族」と「新族」(新進の「土族」およびその後裔)の割合は、「旧族」が圧倒的であったが、時代を下るごとに次第に「新族」の割合が高まっていくという。

分論の第五篇「三国政権的社会基礎」は董卓・曹操・孫権・劉備各政権の「統治階層」の「土族」・「小姓」・「平民」の割合を統計的に割り出し、また後漢末期の党錮の禁により弾圧された、学術・文化的なバックボーンを備えた「処士」Ⅱ「单士」は三国のそれぞれにおいて

「土族」となり、その現象は特に曹操政権において顕著に見られたという。さらに地方豪族にも同時期に三国各政権において「土族」となる者がいたが、彼らは学術・文化的なバックボーンを有していないために、「单士」出身の「土族」とは衝突することがあり、また「单士」と地方豪族は、「統治階層」の内部において、「土族化」と「官僚化」を繰り返し、以後の「单士」や地方豪族が参入するのを妨げるようになり、「門第社会」をこうして形成したと主張する。第六篇「両晋南北朝主要文官土族成分的統計分析与比較」は三代続いた家柄のうち二代にわたって五品以上の官をつとめた者を「土族」、「門資」があり父祖が一度任官するものの「土族」と称するには及ばない者を「小姓」、「晋書」卷四六李重伝の記述に基づいて「門寒身素にして、世祚の資無き(門寒身素、無世祚之資)者を「寒素」とそれぞれ定義し、五品以上の官の就官者を統計分析したものである。その結果、〔1〕司徒・尚書令・中書監令・侍中などの「群相」は「土族」の比率が高く、〔2〕三省の長官の「土族」の割合は、それぞれの主要属官のそれよりも高く、〔3〕三省と司徒府の官は(九卿に比べて)「土族」の比率が高く、〔4〕三省と司徒府の「土族」の割合は、御史中丞のそれよりも高く〔5〕中央官の「土族」の割合は地方官のそれよりも高く、〔6〕選挙官の「土族」の割合は比較的高いことが判明し、〔7〕「土族」の割合が高い官を順に列挙すると、①司徒左長史②中書監令③尚書吏部郎④中正⑤吏部尚書⑥司徒⑦尚書令⑧侍中⑨黃門侍郎⑩中書侍郎⑪尚書郎丞⑫尚書僕射列曹⑬太守⑭九卿⑮御史中丞⑯刺史となるといふ。第七篇「中古山東大族著房之研究——唐代禁婚家与氏族譜」は博陵崔氏・清河崔氏・范陽盧氏・趙郡李氏・隴西李氏の世系を明確化し、『貞觀氏族志』にて崔民幹は博陵崔氏の中でも「名族著房」とされた第二房出身であったために第一の名族とされたとしており、

またこれらのうちの禁婚家についても考察している。第八篇「従士族籍貫遷移看唐代士族之中央化」は清河崔氏・博陵崔氏・范陽盧氏・隴西李氏・趙郡李氏・太原王氏・琅琊（琅琊）王氏・彭城劉氏・渤海高氏・河東裴氏・蘭陵蕭氏・河東薛氏・河東柳氏の本貫の移動の実態を分析し、彼らの多くが長安（京兆府）・洛陽（河南府）の兩京地域に本貫を移しており、「中央化」と「官僚化」を果たしていたとする。第九篇「唐代大士族的進士第」は唐代約三〇〇年間の「士族」の進士登第例を分析し、中唐以降に「士族」の進士登第例が増加したことを指摘した。第一〇篇「中古大士族之個案研究——琅琊王氏」は、前漢から唐にかけての琅琊（琅琊）王氏の官位や遷官状況を調査したものである。第一一篇「隋唐政權中の蘭陵蕭氏」は後梁・隋唐時代における蘭陵蕭氏官位・遷官状況や姻戚関係について分析している。第二二篇「敦煌唐代氏族譜殘卷之商榷」は敦煌出土の唐代氏族譜を材料として、唐代の「士族」の系譜について論じたものである。毛の分析は、史料の精読の他に、統計的手法を多用した点に特色がある。

なお英語圏の中国貴族制研究史についてはジョン・リ「英米における中国中世貴族制研究の成果と課題」（『史林』第六七卷第一号、一九八四年）を参照されたい。<sup>10</sup>

## 六 「論争の時代」の総括

ここまでにおおむね一九九〇年に至るまでの貴族制研究史を整理してきた。ここで特に日本のそれぞれの研究の妥当性について考察しておきたいと思うが、さしあたり（一）後漢末期の曹操政權と清流勢力の関係、（二）曹魏・西晋における貴族と郷党（郷里社会）の関係、（三）南朝における貴族の基盤、の三点の論点から検討する。

（一）後漢末期の曹操政權と清流勢力の関係

この問題に関する主要な論者は、やはり川勝と矢野であるが、まずは両氏の各研究の共通点・相違点を確認したい。

まず後漢累世官僚と魏晋貴族の関係について、川勝は両者の間の断絶を主張する。一方の矢野も、両者の間における血統上の関係はなかったとするが、寄生官僚という本質的な特徴は共通していると主張した。後漢累世官僚と魏晋貴族の間に、血統上の関係はなかったという点は共通しているとみてよからう。そして魏晋貴族の淵源についてはあるが、これも川勝・矢野ともに後漢の清流勢力としている。では川勝・矢野の相違点は何か。魏晋貴族の淵源である清流勢力が、純粹に政治的勢力であり、宦官や濁流勢力との闘争は、究極的には政治権力をめぐる奪権闘争に過ぎなかったとするのが矢野であり、対する川勝は、清流勢力は後漢末期において、後漢政府を牛耳った宦官や濁流勢力と闘争していた点を強調し、これら政治勢力と対立的な、社会的に自立した勢力として清流勢力及びそれを源流とする魏晋貴族を位置づけている。いわばその自立性に関する理解に両者の間には大きな相違が存在するのであり、彼らの自立性を弱いものと見るのが矢野であり、反対に強固な自立性を有すると見たのが川勝であった。すると川勝・矢野それぞれの説を検証する場合、彼らと曹操などの軍閥勢力との関係性をどのように把握していたかがポイントとなる。川勝が曹操政權について具体的に論じた研究として「曹操軍団の構成について」があるが、川勝は曹操政權の成り立ちについて、次のように述べている。

そしてこの清流勢力の団結を支える人間関係として、指導者相互の友人関係及びそれとの直接的な師弟関係のほかに、一般に門生故吏の関係、即ち一種の主従関係が存在することを前稿において

述べた。この主従関係は、人格の確認、それによる官職の斡旋を媒介として成立する極めてペルゼンリッヒな結合関係であった。一方、任侠的結合関係は、意気投合、又は財の無償的な施与を媒介として成立する、これまた極めてペルゼンリッヒな結合関係である。とすればこの両者は人間結合の様式として同一類型に属するといつてよい。このことを一層明示するのは、清流勢力における任侠者の重要な役割である。清流の輿論が祭り上げる多くの代表者の中、八厨といわれるものは学識徳行ある代表的士大夫ではなくて任侠者である。このことは輿論構成者の中に俠客者流が多数いたことを示すとともに、諸生の気風における任侠的傾向をも示唆するであろうし、又ひいては彼らの人間関係、即ち門生故吏関係と任侠的関係とが異質のものでないことを示すように思われる。そこで今、当時の民間における集団結合を理想的に図式化して

清流指導者——豪紳——諸生（門生故吏関係）

軍団指導者——豪俠——少年（任侠関係）

の二系統とすれば、この両者は文武の差を別として、社会的存在形態から見れば同一の性格をもち、同一の社会構造の中から生れた存在であるといつてよい。そして注意すべきことは、これを支える人間関係が極めて個別的具体的なものであつて、諸生の豪紳に対する関係、少年の豪俠に対する関係は諸生少年にとつて絶対であり、他のいかなる関係よりも優先する底のものである。それは直屬の豪帥豪俠を越えて、その上の指導者に直接結びつくものではない。それが上級指導者に結びつくのは、それが直屬する豪帥豪俠の、同じく個別的具体的な上級指導者への結びつきを通して、間接的につながるに過ぎぬ。従つてそれは本来分散的独立的

傾向をもちながらも、一方では共通の儒家的国家理念を基礎とし、濁流政府という共通の排除目標をもつことによつて清流指導者⇨豪紳が結集し、他方では軍団指導者⇨豪俠が曹操と結ぶことによつて、他の武力集団を共通の排除目標として結合したと解すべきである。そして曹操はこの両者の上に両足をふまえて立つたのである。

要するに、川勝は曹操軍団の分析によつて見出した曹操—軍団指導者—豪俠—少年という結合関係を、清流勢力と曹操の関係にそのまま適用して説明しているのであるが、率直にいつてこの論法は不適切である。後漢末期のような混乱期においては、各地で反乱が勃発すると、自衛のため各集落の構成員——とりわけ成年男子が武器を取る。これらの集落は、平時においても血縁もしくは地縁に基づく紐帯によつて組織的に運営されているから、その構成員が武器を取るだけで即席の軍隊となる。またこの他に、平時において既に機能していたであろう任侠的結合関係により、豪俠が独自に軍事組織を形成することもある。こうしたいわばゲメインシャフトの軍隊化ともいふべき現象が、中国史においては各時代普遍的に見られるのである。そして曹操のような軍閥は、そうした軍事組織を、極力元来の組織を維持したまま多く取り込む。既に戦乱が勃発している時期においては、農民を徴発し、軍事訓練を課し、部隊に配属させるなどという悠長なことを行う余裕はないために、既に成立しているミニチュアの軍事組織を、即戦力として使用したがるのである。そして元来ゲメインシャフトの軍事利用（もしくはその集合体）に過ぎなかつた軍閥の軍隊は、王朝の正規軍となるに伴つてゲゼルシャフトと化していく。しかしながら、川勝の想定においては主として曹操政権の文官系統を構成したであろう清流勢力は、その結合関係が果たして曹操政権への参加後も積極的に維

持されたであろうか。さきに述べたようなアマチュアかつインスタントの軍隊がゲメインシャフト的結合を維持したまま曹操のような軍閥に取り込まれたのは、前述の通り個々の人間を徴発して訓練し部隊を編制するという、経済的・時間的コストをかける営みを眼前の情勢が許さなかったためであり、従前の組織そのものの存在を維持する喫緊の要因が存在した結果であるが、清流勢力を文官として取り込むことを想定した場合、軍事面のような切迫感を想定することはできず、政権内部でことさらにその結合関係を維持する積極的な理由を見出すことは困難であり、またそもそも、旧清流勢力が政権内部の官制において彼らの結合関係をそのまま応用したという事実があるかは疑問である。その結論をえたいのであれば、門生故吏関係を有する官僚たちが政権内部の同一部署に配属され、公的な上下関係をも構築していたことを史料に基づいて証明する必要があるが、それを行わず、軍制研究の結果の援用という論法しか使えなかった点に川勝の限界があった。これら二つの結合関係は政権との関係という観点からは全く異質のものであるべきであり、これらを等質に扱う川勝の主張には無理があると判断せねばなるまい。

一方矢野『門閥社会成立史』第七章「曹操集団の性格の一考察」は、「前漢高祖集団は県を単位とした、農民による郷党集団であったし、後漢光武集団は郡を中心とした、地方の支配階層による集団であった。両者は何れも、地方的、郷党的集団であった」とした上で、曹操政権について次のように述べている。

ところが曹操集団の特徴は、それらと異って、全国から京師にあつまつた官僚化した人々、乃至は官僚を志した人々の集団で、いわば超郷党的集団であったことであろう。曹操集団を支えていた人々は、その出身地を全国にもちながら、しかし、社会的には京

師の人とてもよい人々であった。勿論、いうまでもないことながら、これらの集団は、戦を通じて政権への道を開いたのであるから、何にもまして戦闘集団であったわけである。従って、その意味においては、これらの集団に武將乃至はそれに準ずる人々の多かったことを忘れてはならない。さて、上述のような相違は、それぞれの集団が成立した時代の、人々の生活圏の範囲を示すものと考えてあやまりあるまい。後漢末に、曹操集団のような、超郷党的集団が成立しえたのは、社会生活における生活圏の拡大と、人材の中央集中が、その前提として存在していたことを意味するものではあるまいか。人々は地方から中央へ、都へと集中し、それらの人々によって、中央には超郷党的社交グループ、友人グループ、学問グループの如きが成立し、それらの人々は専ら生活の場を中央における、地方性、土着性を失って、中央に一つの社会階層をつくり上げた。(五八五頁)

矢野は曹操集団を構成する人物の出自や経歴を整理し、曹操集団の超郷党的性格、すなわち特定の地域に依拠するようなものではなく、全国的に人材を収集して形成された集団と認識しており、その基礎として、後漢末期における人材の中央集中がもたらした「超郷党的社交グループ、友人グループ、学問グループの如き」社会があったのではないかと示唆している。そしてこの集団を統合する要素は、矢野によれば曹操の、「人々を律する大法、国法」たる王法であったという。

既存の権力なり政権なりとの清流勢力・魏晋貴族との関係についての川勝の主張は、既に論じたような、軍事面におけるゲメインシャフトの利用という現象を文官系統に適用するという論法が成立しない以上、有効なもの存在しないことになる。この点、矢野が有利な立場に立つであろう。ただし、矢野は清流勢力が曹操政権に従属的であつ

たことを寄生官僚論の論拠として扱っているようであるが、清流勢力や貴族が政権や王朝に従属的であったことと、貴族が経済的な寄生官僚であったことは直接的には結びつかない。またそもそも、貴族が本当に清流勢力を源流としていたかについての検証も必要であろう。そこでこれらを検証する意味からも、曹魏・西晋における貴族と郷里社会の関係に目を転ずる必要がある。

## (二) 曹魏・西晋における貴族と郷党(郷里社会)の関係

貴族と郷里社会の関係について最初に言及したのは内藤湖南であるが、戦後における、例えば川勝の研究などは、内藤説を実証的に裏付けるといえるのが、目的の一つであったように思われる。そしてそれは、「シナ貴族政治の成立について」・「漢末のレジスタンス運動」・「貴族制社会と孫呉政権下の江南」・「貴族制社会の成立」という成果として発表された。これらの論文の内容をまとめて要約すると、魏晋貴族は後漢末期の戦乱において郷里社会(郷党)・郷論の支持をうけた清流勢力の人士を源流としていたが、次第に郷里社会から遊離していったということになる。一方の矢野は、魏晋貴族の後漢累世官僚との血統上の連続性については否定しつつ、王朝に対する寄生という側面の共通性を強調していたのであり、その立場を維持するのであれば、原理的にはこの上で郷里社会を貴族の存立基盤として扱う必要が積極的には生じないはずである。では越智はどうか。越智は特に州大中正の制の成立を契機として、郷党と貴族の関係が希薄となり、その結果として寄生官僚化が発生したと解釈している。

こうした研究史を前提として、貴族制の実態を解明するには、それを制度的に支えたものとして、中正制に今一度着目する必要が生じよう。これについてまず川勝は、おおむね宮崎の『九品官人法の研究』に依拠しており、中正制について具体的な分析を行っているわけでは

ない。いわば川勝は郷党(郷里社会)と貴族の関係についての解釈を補強する目的で宮崎の研究を引用しているのである。しかしながら越智と矢野は中正制に関する具体的な考察を行っている。

まず越智の研究に注目したい。越智の九品官人法・中正制の研究として、前掲「九品官人法の制定と貴族制の出現」をとりあげる。既に述べたように、これは九品官人法の制定が貴族制の成立にどのように影響したかという問題について論じたものであるが、例えば越智は、『三国志』卷一三魏書王朗伝注所引『魏書』の記述を引用しつつ、次のように述べている。

この記事は、(必ずしも王朗が司徒となっていたときに限らず)(州大中正の制出現以前にあっても)広く一般に九品官人法下、中正が郷党の輿論をとるだけに豪族層が郷党を把握していることを誇示する必要があった。その誇示の手段として偽りの軽財好施が往々行われた、ということを観せしめよう。要するにこれは、九品官人法が豪族層の郷党にもつ影響力を重視したことで、九品官人法下の郷論に偽りが多いことを側面から示唆しているとして大過あるまい。

つまり越智は、王朗ら豪族(貴族)と郷党との間には、かなり偽りの要素が多く含まれながらも、密接な関係を有していたと理解していたのである。越智はこの他、主として『三国志』から王朗と同様の軽財好施の例を列挙しているが、それらは州大中正の制成立以前のものばかりである。そして越智は「清議と郷論」において、州大中正の制成立以後は、豪族と郷論の遊離がますます激しくなると主張している。では矢野の中正制や郷論に対する理解は具体的にどのようなものであったか。矢野は例えば「魏晋中正制についての一考察」において次のように述べていた。

……従って筆者は、中正制は魏朝において実施されなかったわけではないにしても、それが政治的、社会的に大きな影響を与える如きものではなかったであろうと推定する。かく述べれば、中正制が人物調査の為に設けられたとすれば、そのように政治的に重大な意味をもつ調査が、何故史上に現われなかったかという疑問が起るのであるが、それはいうまでもなく、正面切つて公表できる性質のものではなかったからであろう。即ち、表面上はあくまで人物品評という形をとつての調査であつたが故に、その結果はあくまで中正の品、状となつて現われただけで、真の目的の結果については公表されなかつたものと考へねばなるまい。若し中正制が西晋以降の如く政治的に重大な影響を及ぼすものであつたら、魏志に中正の具体的活動或は中正制に対する反応が殆ど見られないのはどう考へたらよいであろうか。換言すれば、少くとも司馬氏によつて実権が掌握され、中正制が変質される以前の魏朝においては、選挙制上中正の活動をそれほど重視しなかつたことを示すものであらう。

矢野は司馬懿によつて制定された州大中正の制は相応の実効性があつたと理解しているが、一方でそれ以前の中正に関しては、あまり積極的に評価せず、ここでも重視されなかつたものと見ている。矢野の中正制に対する研究は、貴族即寄生官僚論という従前の立場を前提に進められたという印象が禁じえず、ゆえに中正と郷党・郷里社会の関係については、それを過小に評価する傾向を当初は有していた。

しかしながら、こうした矢野の姿勢はその後大きく変化し、さきに引用した「魏晋中正制についての一考察」にも言及されている状の実態解明に取り組んだ前掲「状の研究」において次のように述べている。

……このように、郷評が公的なものとして採用され、「状」なる形をとる制度が生まれてくると、郷評は単なる人物評論にすぎないというわけにはいなくなる。即ち形式的にはあくまで私法であつても、実質的には、郷評は準官法的なものとなつてくる。

ここでの矢野は、郷評、すなわち郷里・郷邑における人物評論が、形式上は私法でありつつも、実質的に準官法的なものとしているが、これは矢野が郷評を実効性を備えた要素として理解していたことを示している。さらに矢野は、中正による人材登用に際し、「齊名」なる語が史料上に頻出することに着目し、これについて二点の特徴を指摘した。第一に齊名とは起家前の評と見られるものが圧倒的に多いことであり、第二に中央官僚家あるいは名門相互の齊名が極めて高率であることである。このうちの第二の点について、矢野は次のようにいう。

……以上の如く、齊名の意味を考えた場合、前述第二の点について見るに、中央官僚家或は名門相互の齊名が極めて多いということとは、それらの人物評が中央政権関係者の間で行われたであろうことを推測せしめる。このことは、前述した如く、人物評をなした人々が、当世の王公によつて代表される、有力官僚家に属する人々と考へられたことと相応するものであると共に、それら中央官僚或は名門の如き政権をめぐる人々の間に、一つの輿論形成の場としての社交界が成立していたことを物語るといわねばならぬ。特に東晋となるや、殆どすべての例が中央官僚家乃至は名門に属する人々であることは、それらの人々のグループは、封鎖的な世界を構成し、相互に人物評価を行つていたかに見える。これに反し西晋では、なお、名門でも高級官僚家に属するでもない人々の齊名が数多く見えるのは、それらの人々に対して、政権周辺グループが積極的に人物評価を与え、開放的であつたことを示

すのではなからうか。ところが、これらの人々の齊名の場合注目すべきは、評価が形式的には個人と個人との比較という形をとっているとはいえ、周知の如く、中正制下において家格が重視されつつあった時代において、前述の如く齊名が才能ある人物という評価を含んでいる以上、実質的には、その一家、一門の評価ということを意味するのではないかと思われることである。人物評価において、なお開放的であったと思われる西晋時代に、兄弟、一門の齊名が極めて多く見られること、或は江南出身で西晋の北人中心政権グループから、一段下にみられた人々に対する評価とみられる、袁甫、華譚の齊名の如き、以上の考を支える材料ではなからうか。

郷里・郷邑における人物評論としての郷論の存在と実効性を認めつつ、その上で官僚家・名門の相互評論が行われる「輿論形成の場としての社交界」の成立をも矢野は指摘しているのであるが、これは既に後漢時代に「郷論環節の重層構造」に基づく第三次郷論が成立し、九品中正制（特に州大中正の制）と結びつきつつ、「貴族社交界」を形成したとする川勝の説と（成立の時期はやや異なるもの）重複する部分が多いためとなっている。しかも前述の通り、「状の研究」が発表されたのは一九六七年であり、川勝は一九七〇年に「郷論環節の重層構造」の存在を指摘したから、実のところ矢野の方が早く発表していることになる。またこの後に発表された『門閥社会成立史』の「結語にかえて」において、矢野は「魏晋中正制の性格についての一考察」及び「九品の制をめぐる諸問題」の要約として次のように述べている。

……私の考によれば、中正制は後漢以来の選挙の諸制度を統制したり、制限したりするものではなく、単に地方の人士に、官吏に

任用される場合の、任用可能官品の為の人物調査をなすものであった。その意味で、曹氏、司馬氏の官僚統制の基礎的なものであったのはいうまでもない。ただ、魏の郡中正制は地方制度の郷党の意見を尊重し、個人の才能中心に人物を判定するという建前であったのに対し、魏朝後半、司馬氏による州中正の設置が行われ、この州中正を以て郡中正を支配し、漸次官資、家格を以て人物評価するようになり、各州を統一的に、上から把握する道が確立した。その結果として、郡中正は下級官僚、州中正は中央高官或は名門を以てあて、郷論形成の場が中央にうつると共に、中央社交界が成立した。それが司馬氏を中心とする中央政権グループであり、門閥社会の成立である。私は、魏朝郡中正制は、漢代の郷里選から西晋州中正制へ、地方から中央へ、豪族から門閥へという歴史の流れの中における、橋渡しの役割をもっていたと考える。（五六九頁）

ここでもやはり、（あくまで「建前」としつつも）初めは地方における「郷党の意見」を尊重していたが、中正制の変質の結果、やがて「郷論形成が中央にうつり、結果「中央社交界」と「門閥社会」が成立したと認識しており、これも郷党からの貴族の遊離を指摘する越智の説や、前述の川勝の説とかなりの部分が重複する。これを前掲の『門閥社会成立史』第七章「曹操集団の性格の一考察」とあわせて整理すると、矢野の理解においては、後漢末期既に「中央には超郷党的社交グループ、友人グループ、学問グループの如きが成立し、それらの人々は専ら生活の場を中央における、地方性、土着性を失って、中央に一つの社会階層をつくり上げた」事実がまずあり、さらに曹魏・西晋に入り、中正制の変質によって、地方の郷党における郷論が、その形成の場を中央に移し、「中央社交界」と「門閥社会」を成立せしめ

たということになり、郷党的要素の遊離と中央化が二回発生していることとなる（『門閥社会成立史』の「結語にかえて」にいう「第一次門閥社会」と「第二次門閥社会」のそれぞれの成立）。そもそも矢野の貴族制成立史の理解は、後漢高級官僚と魏晋貴族がともに俸禄に依存する寄生官僚である、という点から開始しており、それゆえに中正制に対する評価も、郷党と結びつく貴族（及びそれを媒介する中正制）という構造を否定したがったためか、初期は決して高くなかったのであるが、「状の研究」の発表の頃から中正制と郷党の関係に対して一定以上の評価をしなければならなくなり、したがって後漢累世官僚と魏晋貴族の血統的連続性を否定する自身の説と整合させ、曹魏・西晋においてもう一度郷論が中央化するという主張を行った、というのが実情ではなかったか（ちなみにさきに引用した『門閥社会成立史』の記述は前述の通り「魏晋中正制の性格についての一考察」と「九品の制をめぐる諸問題」の要約として書かれたものであるが、ここには「状の研究」も含めるべきであると思われる）。しかしここで重要なのは、後漢末期における「超郷党的社交グループ、友人グループ、学問グループ」の有無はともかくとして、矢野も初期の中正制においては郷党・郷論と貴族の地位が結びついており、州大中正の制の設置とともに郷論が郷党から遊離して中央化し、その結果中央で社交界が形成され、またそれに伴って貴族制（門閥社会）が成立したと認めていることである。矢野が「第一次門閥社会」・「第二次門閥社会」のそれぞれの成立というように二回にわたって発生したとする郷党からの遊離を、川勝は二回ではなく一回と見る（これらを連続的なものと見なす）などの相違はあるが、矢野がこの点を認めたことの意義は大きい。

ただし特に川勝のいう「郷論環節の重層構造」に関しては、安部聡一郎「党錮の『名士』再考——貴族制成立過程の再検討のために

——」（『史学雑誌』第一一編第一〇号、二〇〇二年）の批判がある。川勝は「郷論環節の重層構造」の存在を指摘するに際し、范曄『後漢書』などの史書にあらわれる、党錮の禁の前後に多数存在したとされる「三君」・「八俊」などの全国的な「名士」の序列や「番付」を根拠としているのであるが、安部によればこれらの「天下名士」の「号」は、「党錮の際に実在した言説ではなく、三国末から西晋初期になつて以降登場したものであつて、東晋にかけて徐々に『号』の種類と挙げられる人物が整理され、『号』の間に序列がつけられて范曄『後漢書』に伝えられるような姿になつたのではないかと考えることができる」という<sup>13</sup>。これによるならば川勝は後漢末期の当時に存在しない「天下名士」の「号」を根拠に「郷論環節の重層構造」の存在を指摘したことになるため、したがって川勝の説は成立が困難になるであろう。そして安部の研究は川勝のみならず矢野の説にも影響する。矢野も「天下名士」の「号」が後漢末期に実在したと見なしており、「門閥貴族の系譜試論」再説」においては、それが京師雒陽の、特に太学において形成されたと解釈し、これを後漢末期における士大夫の中央化——『門閥社会成立史』「結語にかえて」にいう「第一次門閥社会」の成立——の根拠としているが、安部の前掲論文に基づくならばこの論法も成立しなくなる。また矢野は同じく『門閥貴族の系譜試論』再説」において、後漢末期の郭泰（郭太、郭林宗）の活動もその根拠として扱っている。周知の通り郭泰は、例えば范曄『後漢書』においては特に太学を舞台として様々な人物を評価することで輿論を形成し、党人たちのリーダーのように見なされていたというように描かれており、矢野はその郭泰の存在や活動も、さきの説の根拠としているのであるが、これに関しても安部が「『後漢書』郭太列伝の構成過程——人物批評家としての郭泰像の成立——」（『金沢大学文学部論



集史学・考古学・地理学篇』第二八号、二〇〇八年）にて検討している。その要旨として結論部分を以下に引用しておく。

①後漢末の段階では郭泰は隠逸として評価されていた。その伝記の骨格も概ね完成しているが、人物評価に関する記述は確認できない。

②三国期初頭から、郭泰の人物評価と、その人物鑑識能力の高さを伝える史料が確認できるようになる。

③三国期も郭泰は基本的に隠逸として理解されていたと考えられる。彼の人物評価に対する関心は深まりつつあり、人物鑑識能力に注目して聖人に比す評価も三世紀後半、西晋の成立前後には出現したと考えることができるが、この段階ではまだその権威は確立されておらず、人物鑑識能力において郭泰を凌ぐ存在が語られている事例も存在する。

④西晋最末期には、依然隠逸としての理解を基盤に存在したと考えられるが、既に実際と人物鑑識能力に注目して聖人に比する評価が郭泰評価の中核を占めようとしており、二つの理解の競合状態から後者を中心とする方向へと移行しつつあった。

⑤東晋以降、実際と人物鑑識能力に注目して聖人に比する評価が郭泰評価の中核を占めるようになり、これに対して隠逸としての理解は弱まっていった。それに伴い、人物批評家としての郭泰の活動の場が拡大し、隠逸とは対比される存在として描かれる事例が現れた。

⑥范曄の郭泰評価はその人物鑑識能力の高さに注目して聖人に比するものであるが、これは以上の後漢末から東晋までの郭泰評価の展開に沿うものであり、記事の編成もそうした観点に立って行われていると考えられる。

すなわち范曄『後漢書』にあらわれる郭泰像も、後漢末期から東晋に到るまでの郭泰についてのイメージの変遷の結果に過ぎず、郭泰の事蹟を正確に伝えるものではなかったということになるのであるが（確かにこれならば郭泰が清流勢力のリーダーと目されながら党錮の禁を被らなかったことの説明がつく）、であれば『後漢書』の郭泰像に立脚した矢野の説はここでも破綻する。すると川勝のいう「郷論環節の重層構造」も、矢野のいう第一次門閥社会も、史料批判的な観点からはともに成立しないということになる。

そして特に矢野の寄生官僚論に対しては実は別の批判があった。矢野は「門閥貴族の系譜試論」において、『三国志』魏書に「清廉・儉素」と称される有力官僚が多く見られることを指摘した上で、次のように述べている。

……このようにして、華歆の如く蓄財に恬淡で、従つて産業を治むることもなく、遂に家に余財なきに至つた人々は、一体何によつて生活していたのであろうか。そのような清廉の士に於いては、いうまでもなく俸禄であつたであろうと考えられる。例えば『魏略』に、『(李) 豊前後仕歴三朝。不以家計為意。仰俸稟而已。』と見え、同じく『魏略』に、『顔斐：為京兆太守。：而京兆皆整頓。開明豊富。常為雍州十郡最。斐又清己。仰俸而已。於是吏民恐其遷転也。』と見え、或は『晋陽秋』に、『臨辭。(胡) 質賜其絹一匹。為道路糧。(胡) 威跪曰。大人清白。不審於何得此絹。質曰。是吾俸禄之余。故以為汝糧耳。』と見えることによつて明らか如く、清廉の官僚は俸禄にたよつて生活していたわけである。而も前引晋陽秋の記事によつて伺える如く、俸禄のみの生活は極めてきりつめたぎりぎりの生活であつたと考えられる。従つて、俸禄にたよつて他に求むることもなく、産業を治むるこ

ともない清廉の人々は、『家無余財』といわれる状態に至つたことは当然であつたらう。

矢野は清廉の官僚が俸禄のみに頼つた、しかも生活水準としてはぎりぎりの状態であつたことを寄生官僚論の根拠としている。しかし「清廉」の「清」という概念については、上田早苗・渡辺信一郎・葭森健介の研究がある。

まず上田「貴族的官制の成立——清官の由来とその性格——」（前掲『中国中世史研究』一〇三〜一三三頁）は後漢から曹魏に至るまでにおける清官の形成過程を説明した。その上で上田は、「貴族たちの『清』なる生活理念が基盤としてまず存在し、彼らが官僚として清官に在職することは『清』なる生活の延長である」とし、また「『清』の理念を貫くためには、盛んに散財あるいは放財を行なう。その結果として彼ら貴族たちはおおむね経済的に貧困とならざるをえないことは当然である」と主張する。つまり上田は貴族の貧困を散財や放財の結果と見ているのであり、貧困それ自体を国家への経済的寄生の根拠とする矢野とは見解を異にしている。

渡辺「清——あるいは二〜七世紀中国における一イデオロギー形態と国家」（『京都府立大学学術報告 人文』、第三二号、一九八一年、「清——六朝隋唐国家の社会編成論——」、同氏著『中国古代国家の思想構造——専制国家とイデオロギー』、校倉書房、一九九四年、二二一〜二四六頁）は、魏晋南北朝時代の「清」とは「俸禄のみによつて生活し、支配という精神労働に専心すること」を指し、しばしば宗族に対する俸禄の散施が伴つたとする。その上で、渡辺は矢野の俸禄理解について次のように批判する。

当時の士大夫層の貧困と俸禄のみによつて生活し、俸禄を食むの家、下民と利を争わず、という彼らの言葉にまず注目したのは、

矢野主税氏である。矢野氏は、これらの事実をもつて当時の士大夫層を国家権力に寄生するものとして理解された。矢野氏の近著は、当時の官僚層が俸禄生活者であり、形式的には国家財政に依存していることをあますところなく実証している。しかし、国家財政への依存がただちに寄生を意味するであろうか。寄生官僚論の立場からは、清と評価された人々がなぜ俸禄にしがみつかずにあえて俸禄を散施するのか説明し得ないのである。また、不与下民争利を、天子から百官に及ぶすべての「支配者の論理」（矢野二四七頁）、就中、寄生官僚制の論理（矢野二八四頁）として、矢野氏は理解された。「支配者の論理」とする点についてはほぼ同意し得る。しかし、そこに皇帝を含み得るかは疑問である。

『寄生官僚制の論理』として理解することについては、まして疑問である。矢野氏は、食禄之家、不与下民争利を独立の論理として理解されたかの如くである。しかし、この論理には食禄の家と下民（百姓）とを対立してとらえているように、その背景に当時の社会構造に対する士大夫層のある認識が横たわっている。このことを理解しなければ、この理念の十分な把握は不可能であろう。

渡辺は、矢野の「食禄之家、不与下民争利」理解（『門閥社会成立史』第四章「後漢官僚の処世の術について」）をこのように批判し、やはり貴族の貧困については上田と同様にとらえている。そしてあらためて魏晋南北朝時代の四民、すなわち士農工商に関する思想を分析した上で、次のように指摘する。

このように見てくるならば、士⇨精神労働と庶⇨肉体労働との対立の前提条件には、庶内部の対立、すなわち農業労働部門と商業、手工業部門との対立のあつたことが分かる。この対立の基礎

には、基幹産業である農業部門が、他の労働部門とりわけ商業部門からの侵奪に対するだけの生産力的基礎をもたなかったことがあげられよう。このような生産労働部門内部における社会対立は、そのまま放置すれば、やがて農業の荒廃とともに社会の自滅をもたらすであろう。一体、社会的分業には、労働者たちが互に独立して相対し、彼らの生産物が諸商品として交換を通り、互に関係しあうこと、換言すれば自立した私的所有者としての労働者たちが相互に関係しあうことが前提されている。自立した小経営とはみなし得ない広汎な小農民経営を基礎とする六朝社会は、この前提を欠如している。この前提をみたすためには、農業は国家のもとに保護、把握され、商工業はその活動を社会的に抑制されねばならない。こうして、各生産労働部門間の利害対立を調整し、とりわけ商業部門を抑制し、彼らの政権参加をも排除しながら農業部門を保護振興することが、社会的に要請されてくる。この社会的要請にこたえるものは、農工商ではあり得ない。社会的に分裂した農工商の生産労働全体とはやはり一致しない別の人間集団を必要とする。彼らこそ官僚であり、とりわけ士大夫層であった。彼らがその立場を全うするには、彼ら自身他の生産労働に手を染めることは許されない。こうして出てくるのが、明確な四民分業に基づく社会の固定化であり、「食禄之家、不与下民争利」——「不営産業」であった。彼らは俸禄によってのみ生活し、支配という精神労働にのみ専心しなければならぬ。そして、唯一の「かて」である俸禄をも散施することによって、その立場はいよいよ鮮明になるであろう。こうした士大夫層の立場を統一的に表現するのが清の観念であった。農業が未曾有の荒廃に陥り、游民・流民が輩出した漢末三国期に（たとえば後漢書仲長統伝

第三九に引く「昌言」理乱・損益兩篇を見よ）清の観念が確立してくるとも故なしとしないのである。彼らは、清を自らに固有の理念として固執することによってのみ、彼らの支配の正当性を検証し、その公的品格を明らかにし得た。この意味において言えば、清は士大夫層の自己了解のイデオロギーに他ならない。（傍点渡辺）

渡辺は、「清」とはあくまで「士大夫層の自己了解のイデオロギー」であり、寄生官僚論の論拠に使用しうるものではなかったとして矢野を批判している。

葭森「清簡」と「威恵」——魏晋官僚の一考察——（名古屋大学東洋史研究報告 第八号、一九八二年）は、魏晋時代の官僚（特に地方官）に対する評語を分析したものである。葭森によれば、この時代における評語は貴族の有すべき理想の人格をも表現する「清」・「簡」・「平」・「和」・「寛」、魏晋時代において、循吏の典型的な政治姿勢を表現する語としても用いられていた「恵」・「徳」・「恩」・「信」、酷吏的政治と関係が深い「威」・「嚴」・「能」の、三つのグループによって作られており、こうして作られた評語のうち、「清簡」は簡潔ですつきりとした政治を旨とし、基層社会への負担を軽減して構成員各自が自由に生産活動に赴きうるように促すのに対し、「威恵」はアメとムチで民を治めることを旨とし、基層社会の生産活動に積極的に介入していくという。そして魏晋時代を通じて、前者が後者（漢代の循吏・酷吏をその原型とする）を駆逐していき、前者を帯びる貴族的官僚が、後者の原型である漢代の循吏・酷吏的官僚に取って代わったと葭森は主張する<sup>14</sup>。

三氏のうち、特に上田・渡辺の主張を踏まえるならば、俸禄に依存する寄生官僚という矢野の貴族観は、やはり成立しにくくなってく

る。もちろん俸禄が貴族の存立基盤の一つであった可能性は否定できないが、それだけが全てであったとはいきれないのではないか。

ここまでの議論を踏まえると、矢野の寄生官僚論と、後漢末期の政治・社会情勢の中に貴族の起源を求める川勝・矢野の方法は妥当性を喪失したといわざるをえない。では現状、特に貴族制の成立過程についてどのような結論がえられるかを考えてみたいと思うが、安部の前掲「党錮の『名士』再考」は、全国的な「名士」の「号」や「番付」の存在についてはこれを否定するものの、一方で「県レベルの士大夫集団での議論は党錮の段階で認めることができる」といっており、県レベルでの「号」の存在についてもこれを認めている。そして中正制は元来こうした末端の郷党の輿論に基づいて人材を推挙する制度であるから、貴族制の形成過程を考察する場合、党錮の禁に代表される後漢末期の政治・社会的情勢からその成立を直接確認しようとするのではなく、中正制の運用の結果としてそれが発生したという方向に、研究や議論を一元化すべきであるように思われる。このように一元化されていなかったからこそ、川勝は中正制の意義について「郷論環節の重層構造」に比して副次的なものとして消極的に評価せざるをえなくなり、矢野に至っては郷論の郷党からの遊離と中央化が二回発生したなどと不自然な主張を行ってしまったのである。それぞれの立場の妥当性は失われたのであり、後漢の部分に対する理解は成立しなくなるが、とはいえ貴族制の形成に対する旧清流勢力の影響を完全に否定するのは早計であろう。例えば中正制に貴族制の起源を求める越智の説はなお生きているが（矢野のいう「第二次門閥社会」の成立も同様である）、その越智は「魏西晋貴族制論」において、清流勢力について「こうした士大夫は当然不可避的本質的にその経国の学問、識見を顕わす場を要求する。つまり士大夫が政権に結合するのは不可避的本質

的なのである」と述べ、清流勢力が魏晋貴族の直接の淵源であったとまでは明言しないものの、清流勢力と魏晋貴族の、少なくとも「士大夫」としての一定の等質性は主張している。しかしそれでも、貴族制の形成にあたり主要な役割を果たしたのは、ここまでの検討を踏まえた場合、やはり中正制であると認めなければならぬであろう。そして矢野は、郷論の郷党からの遊離と中央化の結果として「輿論形成の場としての社交界」が形成されたとする。であれば貴族制の起源としては、中正制の運用や州大中正の制の制定などを契機として郷党に支持された士人がそこから遊離して中央化し、「社交界」を形成して貴族となっていくた、というのが大まかな展望となるであろう。

### (三) 東晋・南朝における貴族の存立基盤

越智は本稿第二章にて指摘したように、特に西晋時代において貴族と郷党の関係は希薄化し、東晋時代に至り貴族の寄生官僚化が生ずると主張している。では川勝は東晋・南朝の貴族、特に北来貴族の存立基盤についてどのように考えていたか。川勝は「南朝貴族制の没落に関する一考察」において次のように述べている。

周知のように、江南の士人の経済生活における俸禄の重要性については、すでに顔之推がのべている。「江南の朝士は晋の中興によつて南のかた江を渡り、卒に羈旅となつて今に至るまで八・九世。未だ田に力むるものあらず、悉く俸禄に資つて食うのみ。たとえ有るものも、みな僮僕にまかせてこれを為す」と（顔氏家訓・涉務篇）。私は果して顔之推のいうように、東晋以来、朝士のほとんどが「悉く俸禄に資つて食うのみ」であったかどうか、いままなお疑問に思う。しかし顔之推が現に見、かつ父母から話を聞いた時代、すなわち梁代においては少くとも殆んどすべての朝士は俸禄生活者になっていたのであろう。もしそうだとすれば、梁代

における経済の動きは俸禄生活者にとって、どのような作用を及ぼしたであろうか。

川勝が「東晋以来、朝士のほとんどが『悉く俸禄に資って食うのみ』であつたかどうか、いまな疑問に思う」のは、「南朝貴族制の没落に関する一考察」の、梁代における貨幣経済の発達で貴族の存立基盤を掘り崩したという結論があり、それ以前の時代に貨幣経済は発達していなかったという前提が必要であつたためであるが、それでも梁代においては貴族を含む朝士のほとんどが俸禄生活者であつたことは認めている。ゆえに少なくとも梁代以降における、貴族の俸禄への従属は、越智・川勝とともに是認していることになる。もちろん最初から貴族即寄生官僚論の立場をとる矢野にとつては、曹魏・西晋であろうと東晋・南朝であろうと一貫して貴族は寄生官僚なのであるから同様であろう。しかしながら特に川勝・越智などの論者にとつては、曹魏・西晋のみならず、東晋・南朝においても郷里社会（郷党）と貴族（特に北来貴族）の関係を論ずる必要があつた。まず川勝は東晋初期における「郷論主義的イデオロギー」の存在を指摘した。川勝にとつての貴族が郷里社会の支持を受けた者たちである以上、そのつながりが実質的に切れていた、江南貴族制における北来貴族の存立基盤が何であつたかという疑問にはこたえなければならなくなるのであるが、その際に川勝がその解答として創出したのが、「郷論主義的イデオロギー」であつた。川勝はその根拠に『抱朴子』を使用しており、『抱朴子』に関してはこれ以前に吉川忠夫の研究が発表されていたが、川勝はこれに言及しつつ、『抱朴子』のいわゆる『京洛の法』、つまり華北中原風のモードや制度が滔々として江南社会に入ってきた」とし、「九品中正制度とそれを支える郷論主義とでもいえるもの——郷論の場における人物評価によって政治的社会的ヒエラルキーを構成す

るといふ考え方——も、またその一つ、というよりむしろ、華北中原風先進文化の中心的イデオロギーにほかならなかつた」と主張している。また外編自叙の記述を利用しており、現代日本語に訳してこれを引用しているのであるが、これをそのまま掲載しておこう。

持郷論者、則売選挙以取謝。有威勢者、則解符疏以索財。或受（？）罪人之賂、或枉有理之家。或為逋逃之藪、而饗亡命之人。或挾使民丁、以妨公役。或強収錢物、以求貴備。或占錮市肆、奪百姓之利。或割人田地、劫孤弱之業。恹恹官府之間、以窺掊剋之益。

郷論を持する者は則ち選挙を売りて以て謝を取り、威勢ある者は則ち符疏を解して以て財を索む。或いは罪人の賂を受けて有理の家を枉げ、或いは逋逃の藪と為りて亡命の人を饗す。或いは民丁を挾使して以て公役を妨げ、或いは錢物を強収して以て貴備を求む。或いは市肆を占錮して百姓の利を奪い、或いは人の田地を割きて孤弱の業を劫かし、（或いは）官府の間に恹恹して以て掊剋の益を求む。

ここにおいて『抱朴子』の著者葛洪は、東晋建国時における江南社会の様子を批判しているが、川勝はこの「郷論を持する者」に江南の一流豪族が含まれるとした上で、次のように述べている。

江南の一流豪族は、かくておそらく三一〇年代の初めごろから、すでに上からの郷論主義の担い手となり、葛洪のような中小豪族に対しては「選挙」権をたてにとる抑圧者・搾取者となつてあらわれる。つまり、中原から亡命してきた貴族たちは、進歩的郷論主義を鼓吹することによって、江南の一流豪族と中小豪族とを分断し、前者をかれらの走狗としつつ、これを通して中小豪族に対する支配を進めていった。中小豪族は、それぞれがバラバラに一

流豪族あるいは「威勢のある者」に屈服することによって下級職または武官の職を与えられ、利権獲得の分け前にあずかる一方で支配者層に奉仕する。かくて文人支配による明確な階層社会への歩みが始まるのである。その方向はすでに三一〇年代の中ごろ以前に決定されていた。

ここでは郷論主義イデオロギーが江南に定着した結果として、江南土着の豪族のうち、一流豪族が郷論主義イデオロギーの担い手となり、中小豪族を支配するようになったことを指摘している。川勝のいう「華北中原風のモード」や「郷論主義的イデオロギー」は、在地豪族の多重階層化という現象を伴わせつつ、最上流階層としての地位を北来貴族にもたらしたとするのである。

越智は前掲「魏王朝と士人」において、州大中正の制成立に伴う「清議」Ⅱ「清談」による官吏に対する清濁の評価が常態化し、それが士人の基盤の一つとなり、東晋成立時において南下した北人士人が江南社会で政治生命を保つ際の理念的な根拠となったと主張した。しかしながら越智は一九六六年以前の研究において東晋・南朝の貴族は本質的に寄生官僚であったと明言しているから、中心となる存立基盤は王朝・政府からの俸禄でありながら、それを補完する要素として「清議」Ⅱ「清談」があったというのが、越智の理解であったろう。そして「清議」については、前掲「清議と郷論」において論じられているが、そこでは魏晋南朝を通じて「郷邑」における「清議」が、士人・貴族の身分を規定し、その行動を制約している実例が列挙されており、それぞれを分析した後、越智は「州大中正の制における郷党の『郷論』が事実上郷土における郷党の『郷論』と無関係になつたのを示唆する」と主張している。そして観念・虚偽意識としての「郷里」の存在を指摘したのが前掲中村「『郷里』の論理」である。中村は

「郷里」を現実の村落社会におけるそれではなく、一種の観念へと昇華された虚偽意識と見た。「郷論」や「郷里」に対する越智・中村の理解は、東晋・南朝の江南社会において、元来の本貫地との繋がりを喪失した北来貴族と「郷論」・「郷里」が具体的にどのような関係にあったか、という点を明らかにしたのであるが、これは奇しくも、東晋・南朝の江南貴族制を材料として、内藤説の実証に取り組む試みでもあったことになる。本稿は、第一章にて論じたような、郷党と結びつく「貴族」(内藤湖南)と、東晋・南朝時代の江南社会における身分制(士庶区別)における上流階層としての「貴族」(岡崎文夫)という理解の並行を念頭に置きつつ、ここまで研究史の整理を行ってきたが、その視点からは、越智・中村の「郷論」・「郷里」についての研究は、二つの流れの統合を試みるものであったともいえるかもしれない。また研究が進展するほど、郷党からの貴族・郷論の遊離など、各論者の主張が類似したものになっていく傾向を有するものも、その多くが自覚的でなかったにせよ、二種類の「貴族」をいずれは整合させねばならなくなるという研究史の構造によるが、谷川が設定したような国家権力や俸禄・「郷論」・「郷里」のいずれが貴族の存立基盤であったかという議論は、そもそも成立するのであろうか。

本稿の整理における中核部分をあらためて述べておくと、そもそも戦前の研究において前述の通り二つの異なる「貴族」理解が生じ、それを初めて整合的に解釈したのが越智であることを指摘し、本稿の整理においても全体として越智の理解を追認する結果となる部分が多くなった。すなわち曹魏において、士人は特に中正制を介して郷党における郷論を基盤として官界に入り、やがて州大中正の制が確立されると、郷党から士人が遊離し(中央にて社交界を形成し)つつ貴族と化し、西晋滅亡後、彼らが江南においても貴族としてふるまい、また

(論者)ごとに時期についての理解の差はあるが、少なくとも梁代以降において) 経済的には俸禄に依存していた寄生官僚であった、という理解である。ここからうかがえるのは存立基盤が時期によって変化するというところに他ならない。そしてもう少し踏み込んで考えるならば、魏晋南朝時代における貴族の存立基盤に関しては、ここまでの研究史整理の結果を踏まえても、例えば中村が貴族と俸禄・政治的秩序・社会的秩序それぞれとの関係を行論においてあげているように、それを単一のものにとらえることを前提として追究するには困難があるように思われる。谷川は「当時の支配層が国家権力の存在によつて始めて成立し得ているという意味で官僚的であるのか、それとも、支配層は国家権力の存在を前提とせずそれ自身として支配層であるがただその存在形態においてすぐれて官僚的性格を帯びるのか」などといった論点の整理を試みたが、そもそも郷党との結びつきという社会的基盤と国家権力という政治的基盤、俸禄という経済的基盤などを同一の土俵にあげ、そのいずれが真かを検討するという問題設定には無理があったのではないか。貴族の存立基盤は実のところ複数存在したのであり、かつ時代の推移に伴つてそのうちの主たる基盤が変化する(入れ替わる)と見た方がよいのではないか。貴族の存立基盤については、時代やケースごとにそれぞれの視点を使い分けざるをえず、それと同様の意味からも複数の存立基盤や主要基盤の変化という視点から観察し直す必要がある。

そして「清議」・「郷論」や「郷里」の皇帝権力との関係について、越智と中村の見解は異なるのであり、越智は皇帝権力が「郷論」に対する優位を確保していくと述べているのに対し、中村は虚偽意識である「郷里」をはじめとする社会的秩序が皇帝権力を規制するほどの力を持つていたとするのであるが、ではこのいずれが妥当であるのか。

この問題を考えるにあたって参考となるのが野田俊昭の研究である。野田は越智の弟子にあたり、初期は越智の説をベースとして研究を進めていたが、「清議」・「郷論」と皇帝の関係に関して野田は「両晋南朝の清議・郷論と天子の支配権力」(『古代文化』第五四卷第一号、二〇〇二年)において、東晋時代の温嶠の事例(『晋書』卷七八孔愉伝)に言及しつつ、

この嶠をめぐる事例は、西晋時代と異なり天子の支配権力が郷品をめぐる問題に効果的に介入し得なかったことを示すものとなる。この点を重視すると、この事例は東晋時代における天子の支配権力と清議・郷論の関連でみた際、天子の支配権力が清議・郷論に対して優越を示す先駆的な事例として把握するよりも、むしろ清議・郷論がそれに対して独自性を確保する先駆的な事例として把握すべきものとなる。

とっており、この頃より「清議」・「郷論」の天子(皇帝)権力に対する独自性を認めるようになっていく。そして「南朝の故吏に対する一・二の考察」(『久留米大学文学部紀要 国際文化学科編』第二三号、二〇〇六年)では南朝における故吏を扱っている。既に述べたように、東晋・南朝の門生故吏に関して、川勝は「自由民と自由民との間のパーソナルな臣従関係」であり、かつ「当時の社会はそういった私的結合体の累積した社会であつて、王法の貫徹を妨げるようになってきた」と見ていたが、越智はそれとは対照的に、例えば私情としての旧君と故吏との関係は、「王法の運営を内面的に支えるものとして措定されながらも現実にはいよいよ無力化する形となる」と評価した。では野田はこの問題をどのように解釈したか。野田は天子(皇帝)の支配権力による私的情誼関係が南朝においても十全な結果をあげることができなかつたとし、川勝の説への支持を表明している。野田の見解にお

いては東晋・南朝を通じて、「清議」・「郷論」や門生故吏関係は、皇帝に対する独自性を發揮していたことになり、中村の見解に近づくことになる。ただし、侯景の乱以後の陳においても同様であったかについては、別に検討を要する課題となろう。

## 第四章 文化と貴族

### 一 残された課題

本稿は、第一章にて指摘した問題点、すなわち内藤湖南が指摘したような、郷党と結びつく「貴族」と、岡崎丈夫の研究に見られるような、東晋・南朝の士庶区別に由来する「貴族」という、二つの異なる「貴族」という要素を、特に第二章以降の研究史整理にあたっての、一つの軸として扱ってきた。これら二つの視点の齟齬は、例えば越智・中村の、江南における「郷論」や「郷里」の研究が、部分的ながら解決したとみることできる。しかし岡崎の理解、すなわち士庶区別としての貴族制という観点から、あらためてここまで整理した研究史を観察すると、なおも関連する問題は残っており、それこそが東晋・南朝における南北人問題である。

ここで東晋・南朝の南北人問題を整理してみよう。岡崎や越智は東晋・南朝の江南社会において南北人の対立を指摘し、特に越智は、「清議」・「清談」による官吏に対する清濁の評価などを南遷した北人士人が江南で政治生命を保つ際の理念的なよりどころとしたと主張している。さらに川勝は「華北風先進文化」や「郷論主義的イデオロギー」を、北来貴族が江南豪族に対する優位を形成する要因として指摘した。一方矢野は、前掲「南人北人対立問題の一考察」・「東晋初頭政権の性格の一考察」・「東晋における南北人対立問題——その政治的

考察——」・「東晋における南北人対立問題——その社会的考察——」・「南朝における南北人問題——南朝の成立——」において、東晋・南朝時代の南人・北人関係について論じているが、この時代の江南社会における南人・北人の融和を強調した（『門閥社会成立史』にいう「第三次門閥社会」の成立）。矢野は後漢末期から西晋にかけての官僚・貴族の寄生性を指摘するに際し、彼らの社会的基盤の欠如を根拠とする傾向があつたが、これも政治を介さない南北人の対立を否定することで、彼らの政権への従属性を強調する目的からなされたものと思われる。

ただしこの後金民壽「東晋政権の成立過程——司馬睿（元帝）の府僚を中心として——」（『東洋史研究』第四八巻第二号、一九八九年）が、西晋の琅邪王司馬睿（後の東晋元帝）が江南に來つた後の幕府府僚を分析し、時期が下るにつれて北来貴族優位の体制に変化していったことを明らかにした。金論文は川勝説の補強を主旨としているが、表を使用した精密な分析はその目的を見事に果たしているといえる。矢野「東晋初頭政権の性格の一考察」も東晋初期の北人・南人の政権メンバーを表にまとめているが、金論文は司馬睿の安東將軍・鎮東大將軍・丞相の各時代の府僚を史料から全て把握し、時代ごとの北人・南人のメンバーやそれぞれの人数を明らかにしているため、矢野に比してより緻密な考証を行っているといえる。やはり以後の東晋・南朝においては原則北来貴族とその子孫が江南における政治・社会の最上流階級を形成していたと見るべきであろう。

では元来江南地方を本貫地としなかった彼らが江南土着の豪族に対する政治的・社会的優位を確保しえた要因や、その存立基盤は何であつたか、なぜ江南社会において、土着の江南豪族よりも、華北から移住した北来貴族が優位に立つに至つたかが、あらためて問題にな



る。既に述べたように、川勝はその要素の一つとして「郷論主義的イデオロギー」をあげており、越智も江南社会における「郷論」の存在に言及している。また中村は、「觀念の世界」・「村落社会支配をより完結したものにしてしようとする支配的階層によって醸成された六朝期固有の虚偽意識」としての「郷里」が江南社会にあり、それが僑郡県と関係していると見た。ただし、越智や中村のいう「郷論」や「郷里」は北人のみならず、南人にも原理的には形成することが可能であるから（特に南人の「郷里」は虚偽意識ではなく実在するものとして扱うことができる）、それが北人が江南社会において優位を形成するに至った主要因であったとは考えにくい。北来貴族が江南豪族に対する優位を保ちえた要因は元来南人にはなく、北人にのみ備わっていた要素であったと考えるのが自然であろう。ではあらためてそれはいったい何かという問題に立ち入った場合、川勝があげた「郷論主義的イデオロギー」を中心的イデオロギーとする「華北中原風先進文化」に注目する必要がある。川勝にとつてのそれは、「郷論主義的イデオロギー」を中心とする、華北・中原の人士（特に貴族）が備えた文化であろうが、そこには、曹操・曹丕・曹植の三曹を草分けとする詩文化や、玄学・清談なども含まれるであろう。ただし川勝は別の箇所では「華北風先進文化と郷論主義的イデオロギー」といい、「郷論主義的イデオロギー」と並立する要素として「華北風先進文化」といつているので、筆者は「郷論主義的イデオロギー」を除く玄学・清談などを以下「華北風先進文化」と呼び、これに注目することとしたい。西晋末期から東晋初期にかけて、北来貴族と江南豪族の間で最も異なっていたのは、各々が帯びる文化そのものであった。そして以後の江南社会においては、北来貴族が持ち込んだ「華北風先進文化」こそが中核的な文化として発展していく。であれば、江南社会において北来貴族の優

位を決定づけた主要因は、これではなかったか。最後に、魏晋南朝の文化と貴族の関係についての研究史を整理したい。

## 二 文化への着目

「華北風先進文化」を川勝は「郷論主義的イデオロギー」とともにあげていることから、それに一定の評価を与えているように見えるが、西晋時代の文化に関して川勝は、

それ（常備軍の大削減を指す…田中注）よりもさらに西晋の滅亡を早めた原因は、中央政界の不統一と乱脈であった。呉を平定して天下統一を果たした武帝は、形式的な平和に満足して措置をとらなかつた。呉の平定とその後の荊州（湖北省）統治に力を尽くした杜預をほとんど唯一の例外として、在朝の貴族・高官たちも、見かけの平和に安住した。奢侈の風潮が高まる一方で、知識階級の思潮を代表する「清談」は哲学的、高踏的な傾向を増し、表面上は現実の政治を俗とみなして回避する風潮に流れていった。いわば個々バラバラのノンポリの集まりでしかなく、杜預のような着実で緻密な政治家、科学的な実証主義者といってもよいほどの学者——かれは『春秋経伝集解』という左伝研究・古代史研究の金字塔を立てた——は、当時の風潮からすれば、むしろ怪物と見られるような存在であった。（川勝義雄『中国の歴史3 魏晋南北朝』講談社、一九七四年、一四四～一四五頁）

といっており、清談の、少なくとも政治に対する影響としてはこれ程かなり低く評価している。そのため川勝にとつて、清談自体をプラスに評価するという意思はあまりなかったように思われる。しかし清談を含めた「華北風先進文化」が、江南における北来貴族の政治的・社会的優位を形成する主要因として想定される以上、その内実について

触れないわけにはいかないであろう。以下では、清談などの魏晉南朝の文化についての研究史を整理していきたい。

(一) 玄学と清談

「独尊儒術」とまで呼ばれた漢帝国が崩壊した後の曹魏・西晋においては、清談などの新文化や玄学などの新思想が誕生することになるが、戦前における清談の研究として青木正兒『清談』（岩波書店、一九三四年）がある。青木は清談について、「道家思想に根拠して、各自其の悟道を談論し、妙利を剖析することである」（三頁）といい、さらに曹魏時代の清談やそれに携わる人士についての区分を行った。まず青木は、曹操や明帝曹叡による法術主義に基づく「浮華」の士に対する弾圧という状況にあつて、名家の論法を応用して後漢末期以来の具体的な人物評論から抽象的な人才識別論に向かった者や、あるいは道家思想の研究に逃れた者があらわれ、談論の内容を時政・時事と没交渉にすることによって一方の活路を見いだそうとしたことが清談の発生する所以であるとし、これらの一派を名理派（傅嘏・鍾会を代表とする）と名付けた。また青木は「道家派の中から単に其理論を研究するに止まる純理派と、其理論を処世生活の上まで及ぼして、儒家的礼法を無視し曠達な行為をして自ら快とする実行派とが有つた」（五頁）といい、前者を析玄派（何晏・王弼を代表とする）、後者を曠達派（阮籍・嵇康を代表とする）とそれぞれ名付けた。そして三派は西晋に入っても存続したが、東晋に入ると曠達派は見られなくなったと青木はいう。

青木は言及しなかったが、清談や玄学の源流の一つとなった、これらとは別の思想として荊州学がある。日本の研究で荊州学に注目したものとしては加賀栄治『中国古典解釈史 魏晉篇』（勁草書房、一九六四

年）がある。以下、荊州学について加賀の説を紹介しておく。

後漢末、劉表支配下の荊州には主として華北の戦火から逃れるために士大夫・知識人が続々と到来し、荊州学と呼ばれる新たな学風が形成された。劉表の事跡を讃えた『蔡中郎集』卷一「劉鎮南碑」に次のようにある。

君深愍末学遠本離質、乃令諸儒改定五經章句、刪割浮辞、除煩重、贊之者用力少、而探美知幾者多。（傍点加賀）

劉表は、末梢的な学問が本質をすっかり忘れていくことに深く気がづき、諸儒に命じて五經章句を改定させ、むだで余分な注釈のことをけずりと、ごたごたしているところをとりぞかせた。そこで、これを習うものは、力を用いることが少なくて、深い真の意味をさぐり知ることが多かった。

劉表は煩瑣な注釈を取り除き、真の意味を抽出する目的から五經章句を改定したといい、そして加賀はこれに基づいて次のようにいう。

これによれば、その解釈態度が、旧来の煩瑣を削除し、經書の本義・真義を究明しようとするもので、結果として得られた解釈が、平明易解であつて、よく真義を把握せしめるものであつたようである。このような解釈、あるいは解釈態度が、魏晋に一貫して継承されたことは、王弼の「周易注」・杜預の「左伝注」・尚書孔氏伝」が、いずれも平明易解を旨としながらよく真義に迫るうとするものであつたことから認められるであろう。（六二頁）つまり荊州学は魏晋（曹魏・東晋）の經学の原点となつたと加賀は主張するのである。また『芸文類聚』卷三八所引王粲「荊州文学記官志」には次のようにある。

夫易惟談天、入神致用、故繫称旨遠辞文、言中事隱、韋編三絶、固哲人之驪淵也。書実紀言、而詰訓莊味、通乎爾雅、則文意曉

然、故子夏歎書曰、昭昭若日月之明、離離如星辰之行、言昭灼也。詩主言志、詁訓同書、摘風裁興、溫柔在誦、最称衰矣。礼以立体、抛事章条織曲、執而後顯、採綴生言莫非宝也。春秋弁理、一字見義、五石六鷁、以詳備成文、雅門兩觀、以先後顯旨、婉章志晦、原已邃矣。尚書則覽文如詭、而尋理則暢、春秋則觀辭立曉、而訪義方隱、此聖人殊致、表裏之異体者也。(傍線加賀)

そもそも易は、これ天道を談ずるもので、その精微な道理は、靈妙の域にまではいつてその作用を致める。故に繫辭伝に「その旨は深遠にして辞は文飾あり、その言は委曲にして中り事理は隱微である」と称している。孔子が易を愛読し、韋編三たび絶つた、といわれているが、易はまことに哲人の驪淵である。書は実に先王の言を記したもので、訓詁は茫味であるが、爾雅に通ずれば、文義は曉らかとなる。故に子夏は書を嘆称して「昭昭なること日月の明のごとく、離離ること星辰の行るのごとし」といったが、言が昭灼だからである。詩は主として志を言うもので、訓詁は書と同じである。風喻比興のかたちをとり、詞に藻をつけあらわではなく諭す。溫柔の教は誦することによって得られ、最も衷情に称っている。礼はそれによって形体を立てるもので、事に抛つて範を制めており、章条はこまやかに曲さで、執り行つてのち顯れる。片言を採つてみれば、すべて宝でないものはない。春秋は義理を辨ずるもので、一字の書き方に褒貶是非の意味を見している。五つの石がおち六つの鷁が飛んだことには、詳しく備さに文を成し、雉門と兩親との火災には、書く順序の前後に、旨を顯している。婉曲に文章を作り、あるいは簡約に記載して隱晦するか、それを原ねるとはなはだ深いものになる。尚書は、文をみると詭異してわかりにくい、義理を尋めると暢達できるものである。

る。それに対し、春秋は、辞をみると立ちどころに曉るけれども、義理を訪ねるとまったく隱微である、これは聖人の文章の趣旨の違い・文体の表裏の差異である。

ここには五經の性格を列挙しつつ、その解釈態度が説明されているのであるが、これについて加賀は次のように主張する。

ここに述べられているところによって、荊州の学が五經をいかに組成しようとしたかを断定するのは、なおいま一つ資料の不足を覚えるものであるが、少なくともここで、「礼」が中心となっていないことは確かであると考ええる。ここで「礼」はほとんど日常の儀礼の標準としてのみみられているようであり、鄭玄のように、社会ないし世界全体の秩序規範としているのではけつてない。かえつてここでは、「易」が天道の理を説くものであるのに対し、「春秋」を人事の理を弁ずるものとし、世界を天道と人事の理によって包もうとするものようである。なお、「詩」は衷情を附するものであるのに対し、「書」はなお古代の王者の言において道理をもとめるべきものとし、かつ「春秋」と表裏一体のものともっており、「春秋」に対して最も多く論じようとしている。これを現実社会の秩序についていえば、それは天道に根源しつつも、けつきよく「春秋」と「書」によって示される道理としてとらえようとしており、かくして「春秋」の位置は、あたかも鄭玄の学における「礼」のような位置となる。……劉歆以来の東漢古文学の成果が、鄭玄においては、「周礼」の表章を中心として総合せられ、礼を以て秩序規範とする經書体系が組織されたのに対し、荊州においては、「左伝」の表章に努力した成果を承けてそれを重視し、すべて秩序を天道と人事を通ずる道理として經書体系を組成しようとしたものであるといえよう。(六五頁)

鄭玄が『周礼』を中心とした経書体系の組織を行ったのに対し、王粲は『春秋』や『左伝』を重視した経書体系の組織をはかったと加賀はいう。そしてこうした荊州学の経書観は、加賀によれば前漢の揚雄に淵源を発するという。

説天者莫辨乎易、説事者莫辨乎書、説体者莫辨乎礼、説志者莫辨乎詩、説理者莫辨乎春秋。(『法言』寡言篇)

天を説くものは易より辨なるはなく、事を説くものは書より辨なるはなく、体を説くものは礼より辨なるはなく、志を説くものは詩より辨なるはなく、理を説くものは春秋より辨なるはなし。

五経が全て「辨」、すなわち論理立てて明らかにするものとされていくことから、これがほとんどそのまま荊州学の五経観であることは明白である。この荊州学が、魏晉に継承され新経学を生み出す母体となったのであるが、具体的には、後漢末に荊州にいた宋忠なる人物によって伝えられたらしい。宋忠は揚雄の『太玄経』や『法言』の注釈書を作っており、やがてその学問は、曹魏の王肅や王弼に伝えられ、彼らの学問の土台を形成することとなる。

加賀は主として魏晉経学の原点として荊州学を扱ったが、海外では玄学・清談の原点としてこれを扱うことが多かった<sup>18)</sup>。関連する研究として、まず王瑤『中古文学思想』(未名書屋、一九四八年)があげられる。王瑤の主張の要旨は次の通りである。後漢末期において曹操は、後漢を通じて最高の道徳であった孝廉を否定し、代わって唯才主義を標榜したが、当時の「士族」の抵抗に遭い、曹魏建国時に制定された九品中正制は、唯才主義と「士族」の妥協の産物であった。中正制は(主として州大中正の制のために)門閥勢力の発展を招来し、彼らは経済的な基盤を形成し、また婚姻・譜牒によって自らの地位を保ち、さらに文化の継承者となり、文学が発達していった。あわせて玄学も、

前漢の嚴遵・揚雄、後漢の桓譚・王充らの思想や、馬融の学問を基礎とするものであったが、直接的には荊州学を源流としていた。そして清談は、後漢時代の太学における清議を前身としており、当時の清議は実際の政治に対する評論をその内容としていたが、学者が集い相互に品評し合う状況下で、言論を吐露する際の措辞・音節に注意が払われるようになり、初期はこれを清談といつた。党錮の禁により、談論は時事評論・人物批評から措辞・音節の評論に次第に重心が移り、具体を離れて抽象に向かつていき、才性四本・性情の分などが論じられるようになった。正始年間(二四〇～二四九)以降、これがさらに発展していき、清談はもっぱら玄理虚勝の言を指すようになったが、実際には玄理のみならず言辞・音調についても論じていた。初期の何晏・王弼は老子を重んじ、形而上学的玄理を發揮していたが、一方で孔子を聖人ととらえていた。続く阮籍・嵇康は『莊子』の遊仙思想にもとづき、任誕放達の行為が多かったが、彼らも自然を重んじただけで儒学そのものを否定することはなかった。西晉に入ると、清談は士大夫生活に必須のものとなったが、郭象らは『莊子』を重視しつつも孔子を誹謗せず、また極端な放任行為に反対した。東晉に入ると放達の風は弱まったが、清談は盛んに行われた。この時期には仏教が本格的に流入し、清談に仏僧が参加するようになった。

湯用彤・任繼愈『魏晉玄学中的社会政治思想略論』(上海人民出版社、一九五六年)も荊州学に言及しながら玄学の形成過程を論じたものである。後漢末に刺史劉表が支配していた荊州の経学派の著作から玄学思想が萌芽し、宋忠ら荊州学派の学術が曹魏の王肅・王弼に伝えられ、また曹操の「用人唯才」方針の需要から、劉劭の『人物志』や鍾会の「才性四本論」など名理家の学術も誕生するといった思想的潮流の中で、何晏・王弼ら玄学家の「無為」の政治理論が出現したが、

彼らは一方で儒家思想をも重視していたとし、この後にあらわれた阮籍・嵇康は、名教を重視し、老莊の放達や政治社会学説に仮託しつつ、腐敗した虚偽の名教と政治とを攻撃し、続く向秀・郭象は、司馬氏の篡奪を正当化しつつ、名教と自然を一体化させ、現実の事物を合理的で存在すべきものとし、また上下の分は自然によるものであり、各々はその本分に安住すべきであるなどと主張したという。<sup>19)</sup>

これとはほぼ同じ時期に著されたものとして唐長孺「魏晋才性論的政治意義」(前掲『魏晋南北朝史論叢』二九八―三〇〇頁)・「魏晋才性論之形成及其發展」(前掲『魏晋南北朝史論叢』三二一―三五〇頁)がある。「魏晋才性論的政治意義」は、後漢―曹魏における人物の才性論について考察したものであり、「魏晋才性論之形成及其發展」は、後漢末から東晋にかけての才性論の形成過程を論じたものである。後漢の「名教之治」が動揺し、名実の乖離を強制するために儒家・道家・名家・法家等の各思想が研究され、名家の一種である名理学(刑名学・形名学)が、それ自体の理論と現実政治の發展を受けて、やがて道家と結びついて才性論となり、曹魏時代、司馬氏の台頭などに伴い名教が再び台頭し、才性論は名教と道家的統一をはかるようになる。初期の王弼は無を本、有を末とし、また自然を本、名教を末として、末たる名教は本たる自然の体現であると主張した。やがて裴頠により「崇有論」が著されて有が重んじられるようになり、有に対して裴頠と同様の立場をとる郭象は『莊子』注において大小・上下・貴賤が各々その分を有し、相互に比較しないことを「斉物」、各々がその分に安んずることを「逍遙」と解釈することで、門閥制度に適合的な政治哲学を作り上げた。以上が唐長孺の主張であり、その論旨は前掲湯用彤・任繼愈『魏晋才性論之社会政治思想略論』と類似するが、この論文では荆州学について触れていない。しかし「読抱朴子推論南北朝学風の異同」

(前掲『魏晋南北朝史論叢』三五二―三八二頁)には荆州学への言及がある。これは江南出身者である葛洪が著した『抱朴子』に見られる中国南北の文化上の差異について論じたものであるが、孫呉が滅亡した後、江南の士人が洛陽の文化に憧れたために建康にそれが流入し、また江南社会に影響を与えることとなる魏晋の新风は、荆州学派を一つの源流としつつ地理的には河南から興起したものであり、また孫呉時代の江南の学風は漢代のそれに近かったと主張する。

錢穆「略論劉邵人物志」(同氏著『中国學術思想史論叢』(三)、東大図書公司、一九七七年、五三―六〇頁)も劉劭(邵)『人物志』をとりあげたものであるが、その特色として老莊思想に由来する「平淡」をあげている。「魏晋才性論与南渡清談」(前掲『中国學術思想史論叢』(三)、六八―七六頁)は曹魏―東晋の才性論・清談について論じたものである。後漢時代は個人主義が台頭し、またその抑制を試みる法家思想も發達し、前者は仲長統・馬融を中心として道家思想と結びつき、後者は崔實を代表とし、曹操・諸葛亮を受け継がれ、また鄭玄は法家化した經学者であつたと錢はいう。そしてこうした二つの思想の並行という潮流はその後曹魏時代にも受け継がれ、初期才性論の大学者である何晏は、荀顛ら儒学者とともに『論語集解』を著し、また『周易』に注した王弼も、実のところ老子を孔子の下に置いており、阮籍・嵇康に至り、本格的に才性論が盛行するが、厳密には儒家の範囲から出るものではなかつたと指摘する。しかし向秀・郭象の『莊子』注は明確に『莊子』の本義とは異なり、儒学をもつて老莊を糾すものとなり、東晋時代になると、向秀・郭象のような姿勢もなくなり、「清談」が形成され、この時代の清談家は自己の性情を講究し、世俗の偽なるを蔑視したと主張する(荆州学についての言及はない)。

余英時「漢晋之際士之新自覚与新思潮」(同氏著『中国知識階層史論

『古代篇』、聯経出版事業公司、一九八〇年、二〇五～三二七頁、同氏著『士与中国文化』、上海人民出版社、一九八七年、二八七～四〇〇頁）は後漢～東晋における士大夫の思想の変遷過程を扱ったものである。余英時は次のようにいう。後漢の清流派の活動などを通じて共同政治の理想を抱く士大夫の「群体自覚」が育まれ、同時に清議や人物評論などを通じて士大夫個人の「個体自覚」も発生し、特に後者に関連して、劉劭『人物志』に見られる人物鑑識の理論や思想が発展し、やがてそれが清談という文化を生み出していく。さらには人間の内心を重視したために老莊思想や文学・芸術が流行・発達し、また荊州学をも淵源として玄学が発展し、代わって儒学が衰退していく。正始年間に入ると、明帝による法術政治が展開されるが、これから士大夫の群体と個体のための自由を獲得する目的から、法術政治に対する批判の意味も含め、何晏・王弼が無為の治を主張した。彼らの時代には士大夫の群体自覚と個体自覚の間に対立や矛盾はなかったが、司馬氏が実権を掌握すると、名教（群体自覚）と自然（個体自覚）の対立という構図に移行していく。後者の代表である阮籍・嵇康は名教や群体の綱紀を破壊するつもりはなかったが、名教の人が富貴忘れえないのに対し、老莊の徒は貧賤に安住できることをもって優れているとした。このような対立傾向は、向秀・郭象の登場によって解消に向かう。特に郭象『莊子』注は「群体自覚」と「個体自覚」を統合し、君臣の倫や尊卑の序を尊重し、また個体の自由を尊重しつつ、それぞれの本分を守ることと両者の対立の解消を目指した。これと同時に、裴頠・樂広らも、ともに清談の士でありながら、群体の綱紀を護持する立場から、両者の調和と折衷を目指していた。このように、魏晋南北朝時代の士大夫は群体の綱紀と個体の自由とをともに重視する必要から、儒道の兼修が行われたのである。

同じく余英時「名教危機与魏晋士風の演変」（前掲『中国知識階層史論』三二九～三七二頁、前掲『士与中国文化』四〇一～四四〇頁）は、魏晋における名教の変質について論じたものである。「名教」とは余によれば全ての人倫秩序を指し、特に君臣と父子の両倫は全ての秩序の基礎と見なされていたという。ところが、後漢末から西晋にかけて、君臣関係は玄学的发展、とりわけ郭象が君主の「無為」と士大夫の「自為」を主張したことにより、また家族倫理は個人間の親密さが礼法に取って代わったことによりそれぞれ弱体化し、そして後者の方が前者に比して衰退の度合いが深刻であった。これによって放達の風が士大夫社会にあらわれたが、一方でそれを抑制するために、人間の「情」にそった礼の整備も行われ、やがてそれは玄学と礼学の兼修という習慣に発展していったという。

以上、玄学や清談に関する各研究の要旨を列挙してきた。むしろそれぞれの研究にはそれぞれの特徴があるが、共通する点をまとめて整理すると、大まかには次のような玄学形成のプロセスが確認できよう。

玄学や清談には主として二つの源流があった。まず一つは荊州学である。前述の通り荊州学は、論理を重んずる学問であり、それが玄学の方法論の根底を形成している。もう一つは才性論である。直接的には曹操の唯才主義に端を発するが、それと根本的に対立する貴族制が同時に発展すると、これとの関係性をテーマとした言論が発達する。これらの潮流が合流することで玄学が形成される。そしてこの玄学こそが、西晋滅亡時の江南社会における貴族社会の形成・復興に中心的な役割を果たしたとする研究もある。

田余慶『東晋門閥政治』（北京大学出版社、一九八九年）は、東晋の政治史を分析し、その「門閥政治」の実態解明を目指した研究であ

る。田はまず自序において、東晋と「門閥政治」について次のように述べている。

本書の指す門閥政治とは、実のところ、士族と皇権の共同統治であり、特定の条件のもとで出現した皇権政治の変化形態を指す。その存在は一時的なものであった。それは皇権政治からくるものであり、また次第に皇権政治に回帰していくものである。本書はその名を『東晋門閥政治』としたが、その本意は歴史上の門閥政治の一段階を切り取って研究を進めることにあるのではない。筆者は、厳密な意味での門閥政治は江左の東晋王朝にしか存在しておらず、これに先立つ孫呉にはなく、この後の南朝にもなく、北方に至っては、門閥政治は出現しなかったと見ている。(一〇二頁)

田はあくまで「門閥政治」を「皇権政治の変化形態」ととらえており、その「門閥政治」も究極には東晋王朝においてのみ存在していたとしている。<sup>20</sup>そしてその東晋における「門閥政治」や「士族」の成立過程については、八王の乱後期に東海王司馬越と成都王司馬穎が対立した際に東海王陣営に属した名士が、西晋末期に南下して長江を渡ったことにより成立したと主張した。また彼らは江南の山沢の占有によつてその経済的な基盤としたと指摘しているが、文化的な基盤として、田は次のように主張する。

魏晋士族は、個々の宗族についていうならば、二種類に区分できる。一種類目は後漢の世家大族から一つの更新過程を経て来たものである。基本的には儒学の伝統を保持しながらも多少は玄風に染まり、個別では儒から玄に入っている(由儒入玄)。彼らは魏や西晋において高位におり、旧族門戸と見なされる。魏晋士族のもう一種類は、多くは時に乗じて興起したいわゆる新出門戸で

あり、世家大族に淵源を發するのではなく、一般的には玄学を習得したかあるいは玄・儒を出入りしている。彼らの政治的地位は魏と西晋において急速に上昇し、東晋に入って以後はさらに突出した。いくつかの魏晋士族は、前述の二種類の間に介在し、その先祖は後漢末期に初めて仕官することができ、あるいは九卿・二千石に至ったが、真に門戸を形成したのは、やはり魏と西晋においてであった。このような士族は、往々にして旧族門戸と見なされ、本書もこれをこの種類に含めているが、やや不十分である。

(三三四頁)

ここでは二種類の魏晋「士族」について述べられている。一つは後漢における「世家大族」をルーツとするものであり、彼らは思想的には儒学を保持しつつも玄学に染まるものが出現しており、個々の「士族」では儒学から玄学に移行しているものもいる(由儒入玄)。もう一つは曹魏から西晋にかけて急速に台頭した「新出門戸」であり、思想的には玄学のみを習得するか、あるいは儒玄兼修であった。いずれのケースにせよ、「士族」の文化的基盤(の一つ)として玄学の存在が指摘されているであり、東晋において「門閥政治」に参加する「士族」となるには、少なからず玄学を習得していることが望まれていたと主張するのである。玄学は曹魏・西晋を通じて華北社会で育まれた新興の文化であるから、それを江南社会に持ち込まれ、最先端の文化として扱われると、在地豪族にはそれに参与することが困難になる。またそれに基づく清談は音声言語の応酬であるから、携わる各人の間に方言の差があると成立しにくくなる。<sup>21</sup>ゆえに宮崎も東晋において北来貴族が江南豪族に対する優位を占めていたことについて、「これには言語の相異という理由もあつたらしい。建康の朝廷では北方の言語を用い、南方の呉語は方言として退けられたので、呉語の訛りのある

南方貴族は自ら流寓貴族から田舎漢として軽蔑されたのであろう」と主張したのである。<sup>22)</sup>

## (二) 多様化する貴族文化

この時代については、玄学・清談のみならず、その他の思想・文化を包括的に扱い、それらと貴族の関係について論じた研究も多数あった。まず内藤虎次郎(湖南)『中国中古の文化』(弘文堂書房、一九四七年)は、内藤の京都帝国大学における最後の講義の内容をまとめ、死後に講義録として出版したものである。ここでは、前漢から六朝(魏晋南北朝)時代にかけての政治・社会の変化のプロセスをなぞると同時に、経学・文学・老莊などの諸文化の変遷・発展の様子が描写されている。

森三樹三郎「魏晋時代における人間の発見」(『東洋文化の問題』第一号、一九四九年、同氏著『六朝士大夫の精神』、同朋舎出版、一九八六年、一八七〜二四七頁)は、魏晋時代におけるヒューマニズムの台頭について論じたものである。森は魏晋時代の貴族について次のように述べる。

魏晋時代の貴族といつても、それは所謂諸侯ではなくて、本質的にはやはり官僚である。けれども漢代の官僚とは違つて、門閥の地盤の上に立ち、豊かな財力を背景としてゐる。それは、もはや漢代の官僚のやうに天子の前に小心翼翼として不安な地位にあるものではなく、生活の拠り所を自己自身の内にもつ自由人であった。かような官僚貴族の上に立つ天子も、もはや昔日の絶対君主ではあり得ない。晋朝歴代の天子が寛仁の風を以て聞えたといふのも、寛仁たらざるを得ない事情が然らしめたものである。魏晋の新しい時代の動きは、かやうな官僚貴族の社会を背景として生れたものにほかならない。魏晋時代の特色ある文化も、その担い

手はこの官僚貴族であつた。それは、あたかも戦国時代の文化の担ひ手が諸子百家であつたのに相当する。けれども新時代の諸子百家は、昔日のそのやうな単なる浮動層ではなかつた。ゆるぎなき社会的地位と、豊かな財力とを保証された貴族であつた。従つて、この貴族社会を通じて根を下した魏晋文化は、その後の社会情勢の変化にも拘らず、永く支那文化を構成する重要な一要素となることができたのである。

森は魏晋貴族を門閥と財力とを基盤として天子(皇帝)に対して一定の自立性を有する存在としてとらえ(逆に皇帝は彼らの存在から絶対君主たりえなくなつたとする)、その上で「生活の拠り所を自己自身の内にもつ自由人」たる魏晋貴族が新たな文化の担い手となつたと主張する。そしてその発露は、特に西晋永康年間(二九一〜二九九)において老莊思想の流行・発展とそれに伴う人間解放という形であらわれた。家庭生活では家父長的な絶対主義が衰退し、女性の活躍が見られ、また年少者が社交界や学界に進出する。奢侈が流行する一方で、過度の吝嗇も見られるようになる。学問の方面では、清談・名理が流行し、文学・自然が愛好された。その結果として、多方面の趣味をもつ人間という意味での「文人」があらわれ、文芸の理解と技能を兼ね備えた人間が目指された。またこの時期におけるヒューマニズムの台頭は、漢代的な絶対主義帝国の時代にはありえなかつたであろう、仏教の大流行を可能にした。仏教は、元康年間の放達の風に対する矯正の役割を果たしつつ、東晋の貴族社会に根ざしていった。しかしながらこうした魏晋の人間の文化は、その非現実性と遊戯性ゆえに、仏教を除いては、学問としてほとんど見るに足るものがあらわれず、形式美への過剰な偏愛という傾向が生じた。「文人」の非行動性は、中国文化をマンネリズムの袋小路に追い込んだばかりでなく、人間そのも



の完成においても欠けるところがあつたように見えるという。そして森は最後に次のように締めくくる。

この魏晋文化の伝統、いひかへれば文化を日常生活と懸け離れた高尚な営みと考へ、しかもそれが本質的に一種の『遊び』であるとする思想の伝統は、今日に至るまでの中国文化の基調となつてゐるやうに見える。もちろん魏晋以後、支那の社会状態にも大きな変化があつた。ひとたび後退した絶対主義秩序は、隋唐に至つて再びその勢ひを恢復し、そのち宋元明清に至るまで上昇の一直線を示してゐる。同時に、魏晋文化の伝統に対立する儒家思想の反撃も、一層活潑となつた。が、魏晋南北朝四百年を通じて知識階級の間深く根を下した文化の伝統は、その反撃によつて勢ひを失ふどころか、却つて頑固になつたとさへいへる。文化の魏晋的要素は、現在なお全く失われたとは言へないのである。そして、これは隣国の中国における事実であるだけでなく、程度の差こそあれ、わが国人の文化通念にも共通する事実なのではあるまいか。この意味において、魏晋文化の正当な理解と反省とは、東洋文化の一問題たることを失わないもののやうに思われる。

森はこのように、魏晋文化をその後の中国文化の基調ととらえているのである。

森「六朝士大夫の精神」(『大阪大学文学部紀要』第三号、一九五四年、前掲『六朝士大夫の精神』一〇一八六頁)は、六朝(魏晋南北朝)文化の原点である士大夫の精神について全面的に論じたものであり、論文でありながら一〇〇頁をゆうに超える大作である。森はまず六朝士大夫の貴族性について論じているが、六朝時代における各地の土豪に関して、

これらの土豪は、その郷里においては絶大の勢力を持ち、歴代の

地方官も持てあますほどの実力を備へてゐるのであるが、しかし名族には縁の遠い『非類』であつたのである。その理由は簡単にして明白である。つまり彼等はその一族の内から朝廷に高官を送り出したことがないからである。いかに大土地と多数の族人を擁してゐても、官職に縁がない限り、所詮非類として見られるほかななかつたのである。

といい、逆に一流の貴族の中にも、生活に苦しむ者が少なくなかつたこと、彼らが官職に執着していたことを根拠として、当時の貴族が官僚貴族(官職貴族)であつたことを指摘したが、一方で、

かやうに六朝の士大夫を官僚貴族として一応規定したのであるが、実はこれだけでは十分でない。彼等は普通の官僚の概念とは異なつてゐて、政治に対する関心が甚だ乏しく、全く方向の別な世界、学問芸術の世界に人生の意義を見出さうとする人々であつたからである。

といい、「六朝の士大夫は、官職貴族であるとともに、それにもまして教養貴族であつたのである」(傍点森)とも主張している。さらに彼らの歴史的品格について、次のように述べている。

けれども、このやうに六朝の士大夫を、官僚貴族・教養貴族といふやうに規定すると、それでは他の時代の士大夫との間に、本質的な区別がなくなつてしまふのではないか、といふ疑問が生れる。この疑問は或る程度まで是認しなければならぬ。六朝の貴族といふ場合、ともすれば日本やヨーロッパの中世の貴族や豪族が連想されやすい傾向が見受けられるが、それは全くの誤解である。なるほど大地主であつた点では他の国の貴族や豪族との一致点が見出されるが、しかし六朝の貴族は、その経済的地盤を拠りどころとして朝廷に対立するような有力なものではなく、むしろ

朝廷の与へた秩序の中に住み、心ゆくばかり文化生活を享受しようというふのが、その生活態度である。この意味において、六朝の士大夫は、あくまでも官僚貴族であり、教養貴族である。ただ六朝の士大夫は、他の時代のそれが一代貴族を原則としてゐるのに対して、著しく世襲貴族としての性格を強めた点に、その根本的な特徴がある。その他の特色、例へば土地所有の規模が他の時代に比べて大きいといったことは、永年にわたる官職の累積といふ事実によつて説明することが可能であり、王朝に対する或る程度までの独立性といふことも、これによつて説明することができる。また等しく教養貴族といつても、六朝士大夫の教養の内容は、他の時代のそれとは相当な隔りがあるのであるが、これも究極においては官職の世襲による身分の固定から生れた現象として見ることができる。要するに、六朝士大夫のもつ種々の特色は、官職の世襲といふ事実を中心として形成されて行つた、といつても過言ではないと思ふ。

ここに見える森の貴族観は、郷党の支持を背景として、皇帝権力に対する自立性を強調した内藤のそれと共通する部分がありつつも、「朝廷の与へた秩序の中に住み、心ゆくばかり文化生活を享受しようといふのが、その生活態度である」といつてゐることからも、既成の秩序に安住する存在として理解されている。そしてあくまでその枠組みの中で生きる教養貴族であり、他の時代の士大夫と異なる特徴として、世襲貴族でもあつた点をあげている。世襲貴族としての側面は「永年にわたる官職の累積」を基礎として形成されたものであるとす

るが、朝廷から与えられる官職と彼らの存立基盤の関係については、次のようにも述べている。

秩序の中にあつたが、同時に門閥といふ私的秩序の上に、独自の社会を築きあげた。六朝の文化は、主としてこの私的秩序をもつ士大夫社会の内部に育つた。従つて六朝文化を理解するためには、この士大夫社会の成立といふ事実を見逃すことはできない。官爵は朝廷から与えられる公的なものであり、また世襲貴族はそれを存立基盤としていたのであるが、一方で門閥社会そのものはあくまで士大夫の私的秩序であつたとする。すると森の理解においては、士大夫は朝廷の官職が規定する公的な秩序と、士大夫が独自に規定する私的な秩序の、二重の秩序のうちに生活してゐたことになる（中村のいう政治的秩序と社会的秩序）。そして森は魏晋南北朝時代の文化について論ずることとなるが、それはいわゆる玄儒文史と宗教（仏教・道教）を個別に分析していくという形をとつた。そして結論にて次のように述べている。

士大夫が貴族化し、政治的関心を失つたことは、文化の面にも著しい変化を呼び起すことになつた。従来儒学一尊の立場に局限され、経国済民に専念してきた士大夫は、政治に対する関心が冷却するとともに、人間として生き甲斐のある新しい分野が存在することを発見した。それは何よりも個人として活きることを教へる老荘の思想、人間としての豊かさを与へる文学芸術の世界であつた。それはまた、外の世界にのみ向けられてゐた士大夫の眼が、内なる世界に転ぜられた、と言ひ換へても差支えないであらう。これは政治的関心の喪失がもたらした、思はざる収穫であつたとも言へよう。

特に南朝を通じて士大夫が政治から離れていくと、代わつて彼らは自己の内面に着目するようになる。また漢代の儒学一尊が崩壊すると、その結果として、「文学芸術」が発達したという。森はこのよう

なプロセスから士大夫の貴族化の結果として多様な文化が創出されたと主張したのである。

吉川忠夫「六朝士大夫の精神生活」(前掲『岩波講座世界歴史5』一三三―一五五頁、同氏著『六朝精神史研究』、同朋舎出版、一九八四年、八―四二頁)は、魏晋南北朝時代における貴族・士大夫の精神文化を、儒教の変容、仏教の受容、隠逸の思想、山水の思想などに分けてそれぞれ詳細に考察し、また西晋の郭象らによって貴族制社会の重層的な社会秩序を「自然」の外面によって説明することで、それと元来対立する概念であった名教とともに体制維持の役割を担わせることがはかられたが、時代が下ると顔之推らによって人とのつながりの中に身を置いて自己の完成を目指す士大夫と、それを内面から支える思想・学問の重要性が強調されるようになり、それが隋唐の科挙官僚に繋がっていったと主張した。

錢穆「略論魏晋南北朝學術文化与当時門第之關係」(前掲『中国學術思想史論叢』(三)「一三四―一九九頁)は、魏晋南北朝時代の經史子集についてまず総論的に論じ、その上で、史学と詩を、当時新しく生まれたものとして特に重要なものと指摘する。

そして文化的要素を貴族の主要な存立基盤ととらえたのが、渡邊義浩である。渡邊はまず「漢魏交替期の社会」(『歴史学研究』第六二六号、一九九一年、同氏著『三国政権の構造と「名士」』、汲古書院、二〇〇四年、六一―九〇頁)において、川勝・谷川の「豪族共同体」論を批判し、「名士」なる概念を提唱した。渡邊によれば、後漢の後期以降、豪族の勢力伸長により、在地社会の崩壊をもたらすような矛盾が発生し、また黄巾の乱に至る様々な反乱を頻発させた。かかる諸矛盾を背景として、「豪族層を主たる出身階層としながら、在地社会との関係を抽象化し、社会の再生産構造から乖離した場に有する名声により、

豪族層の支持を集める『名士』と名づけるべき階層が出現」し、そして「六朝貴族制は、漢魏交替期に出現した『名士』層と皇帝権力とのせめぎあいの中から形成され」たという。すなわち渡邊は、ここでいう「名士」が貴族の母体となったと主張するのである。「名士」の存立基盤に関して、渡邊は「在地社会の再生産構造から乖離した場における名声」がそれであったとしている。

そして「三国時代における『文学』の政治的宣揚——六朝貴族制形成史の視点から——」(『東洋史研究』第五四卷第三号、一九九五年、『文学』の宣揚、前掲『三国政権の構造と「名士」』三二九―三八二頁)において、渡邊はまず、後漢末における「名士」の動向をもう一度整理・検討し、「名士」間では密接な関係をもち、「名士」層以外には閉鎖的で、地域的な限定をもつ閉鎖的な「名士」層の仲間社会は、戦乱期に最も重要な情報を彼らの掌中に専有させ、皇帝権力の端緒である諸軍閥は、「名士」層を尊重し、その状況分析に耳を傾けざるをえなかったと主張した。さらに渡邊は、「名士」層の有するこのような価値は、文化的な側面が強い価値であり、この文化的諸価値こそが、「名士」層の根本的な存立基盤となっていたともいう。しかしながらその後、例えば曹操勢力の内部では、法術主義・唯才主義をとる曹操と、「名士」層の指導者であり、儒家的価値を重視する「名声主義」の荀彧とが対するようになる。荀彧が死去した後、劉備・孫権の各勢力との対峙の必要から「名士」層への弾圧が継続できなくなった曹操は、儒家的価値の優越性を梃子に文化的諸価値を専有する「名士」層に対抗して、新たな文化的価値として「文学」を創出・宣揚した。ところが、曹丕の寵愛する「文学者」の呉質が郷里において「士名」を得られなかったように、「名士」層の仲間社会は強固で排他的であった。加えて、文学的才能に恵まれた曹植との立太子争いのなかで、曹

丕が次第に儒教的価値の尊重に回帰し、儒教理念に基づく禪譲を行ったことは、「文学」に対する儒教の優越を決定づけた。それゆえ、漢魏交替期に設けられた九品官人法においては、儒教的価値が人材登用の価値基準として採用された。そして州大中正の設置を巡る抗争を経て、「名士」層を主体とした仲間社会が、儒教的価値を根底に据える貴族制を形成していくという。渡邊は「文学」は儒学に対する対抗のために宣揚されたが、それは儒教的価値を内面化した司馬氏の専権体制樹立という結果の到来を妨げることはかなわず、「儒教国家」としての西晋が彼らによって建国されることになると主張する<sup>23)</sup>。

また渡邊「所有と文化——中国貴族制研究の一資格——」（『中国社会と文化』第一八号、二〇〇三年、前掲『三国政権の構造と「名士」五（三〇頁）は、魏晋南北朝（六朝）時代の貴族の特徴を「皇帝権力からの自律性」とし、それを「家系を重んじる名族主義や閉鎖的な通婚圏を形成する人的結合、貴族である者と他者とを峻別する仲間意識」と定義づけた上で、前掲の内藤・森・吉川らの諸研究を踏まえつつ、次のように主張する。

中国の貴族制は、西欧のその如く所有を根源的な存立基盤とはしない。所有という経済的価値を文化資本に転化することにより、社会における卓越性をもつに至った存在なのである。その文化は儒教を中核としながら、四学三教に兼通することを重視するもので、六朝文化を開花させたものは、かかる貴族の文化の専有を存立基盤とするあり方だったのである。

渡邊は、中国六朝（魏晋南北朝）時代の貴族の存立基盤は所有——渡邊によれば主として土地の所有を指す——ではなく、四学（玄儒文史）・三教（儒仏道）の兼修に見られる文化の専有にあったとしている。貴族と玄儒文史・儒仏道との関わり自体は前述の通り森が既に指

摘しているのであるが、森がこれを官僚貴族としての中国貴族制の形成に伴って生じた一つの「現象」ととらえたのに対し、渡邊は貴族の存立基盤としたことにその特色がある。

### 三 思想史・文化史研究の意義

本章では貴族制と関連する思想史・文化史の研究成果を紹介・整理してきたが、もちろんこの方面の研究も貴族制の実態を解明する上で重要な意義を有している。

本章冒頭で述べたように、特に東晋・南朝貴族制の特色の一つとして、江南土着の在地豪族を、華北出身の貴族（及びその子孫）が政治的に押さえ、上流の階層を形成したことがあげられる。例えば東晋建国の前後においては、華北出身の北来貴族は軍事力はほとんどなく、また経済的な基盤も江南に有しておらず、当然江南社会においては少数派であった。それでも、西晋の宗室である琅邪王司馬睿の権威を利用しつつ、建鄴（建康）を中心に自らの秩序を作り上げたが、当初は江南豪族に（特に軍事的に）依存しつつも、やがて北来貴族の彼らに対する優位が形成され、かつ固定化していく。その要因として川勝は「華北風先進文化」と「郷論主義的イデオロギー」をあげたが、このうちの前者に着目し、それについての研究史を整理したのが本章である。階層化が進んだ東晋・南朝社会における北来貴族とその子孫たちが、江南豪族に対する政治的・社会的優位を形成するに至ったその主要因としての思想・文化に注目し、その実態を解明することは、貴族制を論ずるにあたって不可欠の作業となると思われる。

また本稿は戦前における「貴族」や「貴族制」についての、二つの定義の出現を指摘したことから論述を進めてきたのであるが、これら二つの貴族制観のそれぞれから実際の貴族制を見る場合、例えば内藤

が指摘したような貴族と郷党・郷里社会の具体的な関係の存在を想定しにくい東晋・南朝貴族制における北来貴族の位置づけを確認する上で、この思想・文化という要素は重要になってくる。既に述べたように、例えば越智のいう南朝における「郷論」や中村の虚偽意識としての「郷里」というアイデアは、この齟齬を融合するものとして評価することが可能であるが、それが東晋・南朝における北来貴族の主要な存立基盤であったかという視点からこれを検討した場合、江南豪族は実在する郷里社会との関係を想定することができるだけに、それに対する北来貴族の政治・社会的優位をもたらす要素であり、かつ主要な存立基盤であったとはやはり見なしがたくなる。郷党・郷里社会と結びついた貴族という内藤の貴族制観は、東晋・南朝における、北来貴族の江南豪族に対する政治的・社会的優位という現象を説明することができず、ここに限っては岡崎の、江南における階層社会としての貴族制という視点に主軸を置く必要がある。そしてその上で北来貴族と江南豪族の根源的な差がその結果を招来したと見るべきであり、それは双方の思想的・文化的差異であったのではないか。

もつともそれは人間が後天的に体得するものであるから、江南豪族でも華北風の思想・文化を身につけることで、北来貴族社会に食い込むことが原理的には可能となる。早くも西晋時代には陸機・陸雲兄弟のような文人がおり、南朝においては沈約のような人物もあらわれている。逆に、家格が一流の北来貴族が文化を身につけないというケースも十分に想定でき、王僧虔「誠子書」や顔之推『顔氏家訓』においては、無教養な南朝貴族たちが批判されている。それでも、例えば琅琊王氏は、南朝最後の陳に至るまでその家格を保ったようであるが、既に貴族の無教養化という現象が発生していたことを踏まえるならば、南朝末期においてもなお貴族の家格を決定していたのははたして

文化であったかという疑問が生ずる。つまり、特に南朝を通じて、北来貴族の家格は表面上維持されたものの、それを支える基盤そのものは変化していたという可能性である。それに関しては胡宝国「雑伝与人物批評」（同氏著『漢唐間史学的发展（修訂本）』、北京大学出版社、二〇一四年、一二二～一四六頁）がある。ここにおいて胡は後漢末期以降流行した人物品評が、家伝や郡書などの雑伝を生み、南朝に入り人物品評が衰退するに伴い雑伝も減少し、代わって譜牒・家譜が盛んに編纂されるようになったと主張する。貴族の存立基盤という視点からこの研究を見た場合に特に注目すべきなのは南朝における譜牒・家譜編纂の盛行という点である。すなわち、時代が下るにつれて貴族は経済的・文化的基盤を喪失したが、それでも貴族としてあり続けられたのは、譜牒・家譜があらわす血統そのものの比重が高まったため、という可能性が想定できるのである（譜牒については内藤・岡崎・矢野も触れている）。もちろんそうと結論づけるには実証研究を先立たせなければならぬのであるが、貴族の中心的存立基盤が時代によって変化していくものであった可能性が、このアプローチからも強化されていくのである。

### むすびにかえて——筆者の研究方針——

ここまで、魏晋南朝の貴族制についての研究史を整理してきた。最後にこれを踏まえた上での、筆者の研究方針を説明して本稿を締めくくりたい。

本稿第三章の検討により、貴族制は中正制運用の結果として誕生した可能性が高くなり、また第四章では中正制と密接に関係する才性論や、それを源流の一つとする玄学や清談の重要性が確認できた。であ

れば、今後筆者としては貴族制の実態解明のために、中正制や玄学・清談を中心的に扱ふこととなりそうである。

また研究史を通観した上で筆者が気がかりなのが、なにゆえに貴族となりえたか（貴族の具体的な存立基盤）という問題はともかくとして、なにゆえに貴族が同時代人より貴族と見なされていたか、といった問題についての検討が、比較的少ない点にある（越智「魏王朝と士人」のような研究はあるが、量的にはやはり少ない）。貴族制とは、いかなれば社会的慣習の一つであり、貴族の地位に対する社会的承認や貴族以外の他者との差別意識が、どのように形成されていったかという問題が、なお十分に検討されていないように思われる。その解決には既に述べた「清」概念についての研究も踏まえなければならぬであろう。しかし貴族の起源は清流勢力であると理解されていた時代には、「清」概念が彼ら清流勢力に由来し、官制における清官、社会における清議、文化における清談など、貴族をめぐるあらゆる方面に「清」が影響し、それが彼らの地位を慣習的に規定した、などと理解することも可能であったかもしれないが、仮に貴族が中正制の運用の結果誕生した勢力であり、清流勢力を直接の淵源とするものではない、という結論が研究の結果としてえられた場合、「清」概念の源流をどこに求めるのがよいか、という問題も生じよう。これも中正制や玄学と関連づけて多角的な視点から分析を進める必要がある。

以上の方針に基づき、筆者は当面貴族制の研究に取り組みたいと考えている。

## 注

(1) これは川勝・谷川の師である宇都宮の、豪族と対立関係にあった「漢代の山東儒墨乃至教養ある山東出身の文臣の後裔」が貴族であるとする「岡崎

文夫博士著『南北朝に於ける社会経済制度』を読む」における主張内容とは齟齬を来す。しかしこれ以前に谷川は「一東洋史研究者における現実と学問」(『新しい歴史学のために』第六八号、一九六一年、前掲)『中国中世社会と共同体』一一九―一三五頁)を発表し、そこにて、「村落共同体は、そのなかに大土地所有者と小農民との階層関係を含んでいるだけでなく、共同体そのものが私有と共有との統一物である。この矛盾は当然ある特定の個人ないし家族を首長として選び出す。ここに官僚制発生の端緒がある。官僚制は共同体によって生みだされ、その発達の過程においてそこから遊離し、結局は共同体に対立する。王朝が共同体社会とすべく対立するとき、宦官・恩倖・寒門等々を君主権の爪牙として任用するのは、このことと関係があるようにおもわれる。しかし官僚の主たる供給地は、それぞれの地域である。地域が官僚を選びだすさいの資格としては、武力・財力等々よりも政治的・文化的能力が一層強く要求され、このような形で官僚的貴族が成立する。大土地所有者が共同体の首長ないし官僚として選出されることは、現実には大いにありうることであるが、それは直接に彼の財力によってでなく、その政治的・文化的能力が共同体あるいは国家の運営に必須なものと考えられた結果である。大土地所有者が共同体・国家の運営に従事することで、その運営そのものがかれの蓄財に有利なように方向づけられることもある。また首長や官僚としての権限が貧士を富者に変えた例も数限りなく存在する。このように、共同体と大土地所有との連関の結び目はさまざまの形態をとるが、これは要するに、共同体そのものが私的大土地所有者の結合体であるところに根ざすものである。しかしながら大土地所有の発展が共同体結合じたいを破壊するところまで進行すれば当然両者の矛盾が爆発点に達するのであって、国家的規模においては民衆反乱をみちびきだすわけである」といい、大土地所有者が政治的・文化的能力から村落共同体によって官僚的貴族として推戴されうることを指摘している。これをうけてか、宇都宮はその後「漢代豪族論」(『東方学』第二三輯、一九六二年、同氏著『中国古代中世史研究』、創文社、一九七七年、三五―三七六頁)を発表し、この論文にて、「この考え方(岡崎文夫博士著『南北朝に於ける社会経済制度』を読む)における宇都宮の豪族・貴族観(田中注)は勿論粗雑きわまるものであった。しかし今この論述の概要を読むと、豪族の性格やその権力との関係については、後年の私の研究に照らして見て、一部はほぼ正しく、一部は完全に誤っていたことがわかる。つまり豪族が何かの理由によって官僚と対立的な関係にあると見たことは、ほぼ正しいが、他面大姓を単純に地方民間勢力であると規定し、門

- 閥貴族ないしその祖たるが如く見える漢代官僚を形成過程にある貴族集団または貴族階級と考えて、その相互の対立関係の中に歴史の事態を考察せんとしたことは誤解であつたといえる。……そもそも山東儒墨や高級文臣の家柄と大姓豪族との間には、対立抗争が考えられる程に明瞭な性格や本質上の差異などは見当らない。それは後年宮崎市定氏もすでに論じた通りである。(一九五六年、九品官人法の研究五三六頁以下)むしろ事實は往々にして、大姓豪族が一方では山東儒墨であり、同時に高級文臣の家柄でもあつた。だから当時の私に山東儒墨や高級文臣たちと地方大姓との闘争と見えたものは、実は豪族そのものの性格をもつと精究し、漢代社会の構造や国家の権力の問題をもつと深く考察しなければ、正しく捕えることのできない性質の抗争であつたのだ」といい、かつての自説の撤回を行い、「山東儒墨」・「高級文臣」と「大姓豪族」は同じであり、明確に「山東儒墨」と「大姓豪族」の抗争とよべるものは発生していなかったと主張した。
- (2) この括弧内は原文は「(後門層、七職層)」となっており明らかに脱誤があるが、本論の内容に基づきここに「職掌層」を追加した。
- (3) 「次令僕」について宮崎「九品官人法の研究」は「令僕に次ぐ吏部尚書、侍中などの意味に取るべきであろう」(三七二頁)と主張する。
- (4) この時期の越智の九品官人法・中正制研究としては、この他に「魏時代の九品官人法について」(九州大学東洋史論集)第二号、一九七四年)がある。
- (5) 『資治通鑑』卷九六東晋咸康七年(三四一)四月条胡注「時王公庶人、多自北来、僑寓江左、今皆以土着為斷、著之白籍、白籍、戸口版籍也」。
- (6) 矢野「南朝における南北人問題——南朝の成立——」(前掲)では、西晋以来の門閥社会を第一次門閥社会、南朝の門閥社会を第二次門閥社会とそれぞれ呼んでいたが、ここで変更されている。
- (7) 川合安「南朝官人の起家年齢」(『東北大学歴史資源アーカイヴの構築と社会的メディア化平成一六年度東北大学教育研究共同プロジェクト成果報告書』、東北大学大学院文学研究科、二〇〇五年、三八〇―五二頁、前掲「南朝貴族制研究」二四三―二七二頁)は、中村の説を支持した上で、「あらかじめ皇帝権力によって格付けされた『族門』によって起家する年齢や官職が自動的に決定されていたとは考えがたい」といい、越智の「族門制」説を批判する。
- (8) ただし前掲矢野「門閥社会の成立と崩壊」が隋唐における単一官僚制の確立を政治的地位と社会的地位の分離と見ているという前例はある。
- (9) 例えば堀敏一「九品中正制度の成立をめぐる——魏晋の貴族制社会にかんする一考察——」(『東洋文化研究所紀要』第四五号、一九六八年)は、西晋末期の庾袞らが集団を率いて南下したことなどを踏まえ、江南の北来貴族も実体を伴った郷里社会との関係を保ったとしているが、北来貴族の全員にそれが指摘できない以上はこの見解は妥当ではなくなる。
- (10) この他近年、范兆飛「西方学者中国中古貴族制論集」(生活・読書・新知三聯書店、二〇一八年)が刊行されたが、これは欧米圏の主要研究者による貴族制研究を中国語訳したものである。
- (11) 『三国志』卷一三魏書王朗伝注所引『魏書』「朗高才博雅、而性嚴整慷慨、多威儀、恭儉節約、自婚姻中表礼贄無所受。常譏世俗有好施之名、而不卹窮賤、故用財以周急為先」。
- (12) 葭森健介「魏晋革命前夜の政界——曹爽政権と州大中正設置問題——」(『史学雑誌』第九五編第一号、一九八六年)にも矢野のこの説に対する言及がある。
- (13) 津田資久「漢魏交替期における『皇覽』の編纂」(『東方学』第一〇八輯、二〇〇四年)は、渡邊義浩「後漢国家の支配と儒教」(雄山閣、一九九五年)三六八―三六九頁に引用される徐幹「中論」謹交の「民見其如此者、知富貴可以從衆為也、知名譽可以虚譁獲也、乃離其父兄、去其邑里、不脩道芸、不治德行、講偶時之說、結比周之党、汲汲皇皇、無日以処、更相歎揚、迭為表裏。……桓・靈之世其甚者也、自公卿大夫・州牧郡守、王事不恤、賓客為務、冠蓋填門、儒服塞道。……詳察其為也、非欲憂國恤民、謀道講德也、徒營己治私、求勢逐利而已」や、『意林』卷五所引「典論」の「桓・靈之際、闔寺專命於上、布衣橫議於下。干祿者殫貨以奉貴、要名者傾身以事勢。位成乎私門、名定乎橫巷。由是戸異議、人殊論。論無常檢、事無定節。長愛惡、興朋党」という記述に基づき、「全国的な『番付』の存在を示唆する記述が存在するので、更に見直す必要があるように思われる」といい、安部の説を批判するが(注三八)、これらの史料をもって全国的な「番付」が存在したとはいいがたいように思われる。
- (14) 葭森はこの他に、『清』の時代もうひとつの『三国志』(『歴史と地理』第四一―号、一九八九年)を発表している。
- (15) 吉川忠夫「抱朴子の世界(上)」(『史林』第四七卷第五号、一九六四年)、  
「抱朴子の世界(下)」(『史林』第四七卷第六号、一九六四年)参照。
- (16) 野田俊昭「晋南朝における吏部曹の擬官をめぐる」(『九州大学東洋史論集』第六号、一九七七年)は、越智の「梁の天監の改革と次門層」を参照しつつ、晋・南朝の吏部官僚は家格に基づいて擬官を行っていたが、梁の武帝の改革以後において皇帝は吏部の擬官を否定して人事において自らの

- 意志を貫く例が見られるようになったと主張する。また同様の視点から梁の武帝の改革を論じた野田の研究として他に「梁の武帝による官位改変策をめぐって」(九州大学東洋史論集 第二三号、一九八四年)がある。「東晋南朝における天子の支配権力と尚書省」(九州大学東洋史論集 第五号、一九七七年)では、東晋・南朝の尚書省の機能を分析しつつ、皇帝の貴族に対する優位を強調する越智の説を補強している。越智の族門制に関しては、「南朝の士庶区別をめぐって」(東方学 第六三号、一九八二年)、「南朝の官位をめぐる一考察」(九州大学東洋史論集 第一五号、一九八六年)、「南朝の官位と家格をめぐる諸問題」(史淵 第一二六号、一九八九年)、「南朝における吏部の人事行政と家格」(名古屋大学東洋史研究報告 第一八号、一九九四年)、「宋齊時代の参軍起家と梁陳時代の蔭制」(九州大学東洋史論集 第二五号、一九九七年)、「南朝の『寒士』——その擬官とその理解をめぐって——」(東方学 第九七輯、一九九九年)、「免官と家格」(久留米大学文学部紀要 国際文化学科編 第一五・一六号、二〇〇〇年)、「南朝における家格の変動・再考」(久留米大学文学部紀要 国際文化学科編 第一九号、二〇〇二年)、「南朝における『名家』の保存と継承(続)」(久留米大学文学部紀要 国際文化学科編 第二九号、二〇〇二年)、「南朝における『名家』の保存と継承」(川勝博士記念論集刊行会「川勝守・賢亮博士古稀記念東洋史論集」、汲古書院、二〇一三年、三三三～三四六頁)にてさらなる掘り下げを行っている。
- (17) 『晋書』卷七八 孔愉伝「初、愉為司徒長史、以平南將軍温嶠母亡遭乱不葬、乃不過其品」。
- (18) 加賀栄治『中国古典解釈史』(前掲)にも、「周知のように魏晋の社会は、談論のもつとも盛行した時代であった。魏晋の談論は、『清談』とよばれ、『清言』とよばれ、その最も注視されたところは、名士たちの談場における論難辨駁の妙であったが、終極において求められるものは、やはり通理論の盛行に即応し、談・論・辯(当時ほとんど辨と同用)の觀念そのものに對し反省と検討が加えられ、談論の意義をたんに論難辨駁の勝敗において考えずすべては通理の究明に帰すべしとし、よってもって精神文化の体系化に資せんとする自覚意識に立ったことを示すものである」(三九頁)というように、清談についての言及がある。
- (19) 著者の一人である湯用彤には他に「王弼之『周易』『論語』新義」(同氏著『魏晋玄学論稿』、人民出版社、一九五七年)がある。ここでも荊州学と宋忠についての言及があり、それぞれの影響を受けた王弼の学術について論じている。また牟潤孫『論魏晋以來之崇尚談辯及其影響』(香港中文大学、一九六六年)も荊州学に言及しており、それが宋忠を介して王肅・王弼に影響を与えていることを指摘している。
- (20) 閻步克『著者 田余慶氏紹介』(前掲)参照。また野田俊昭「兩晋時代の故吏と行政」(産業経済研究 第四六卷第二号、二〇〇五年)は、「こうした『清議』・『郷論』に対する天子の支配権力の介入力は、当該時期(兩晋時代を指す…田中注)、時代が下るにつれて減退していき、その減退は東晋時代をピークに迎えるたと考えられる」とも主張している。越智のいう「清議」・「郷論」と官僚の身分(特に族門制)との関わりを論じた研究としては野田「家格と『清議』」(九州大学東洋史論集 第二八号、二〇〇〇年)がある。
- (21) 陳寅恪「東晋南朝之呉語」(国立中央研究院歷史語言研究所集刊 第七本 第一分、一九三六年)参照。
- (22) 宮崎市定『九品官人法の研究』(前掲) 一八六頁参照。
- (23) 渡邊義浩『西晋「儒教国家」と貴族制』(汲古書院、二〇一〇年)参照。
- (24) 岡崎文夫「南朝貴族制の起源、並びに其成立に到りし迄の経過に就ての若干の考察」(前掲) 参照。
- (25) 竹田龍兒「侯景の乱についての一考察」(前掲) 参照。
- (26) 岡崎が譜学に言及していたことは既に紹介したが、内藤も『支那論』において「六朝から唐代には譜学と云ふものが、一科の学問になつて居つた位で、新唐書には唐代の宰相は門族を尚んだからと云ふので宰相系表と云ふ歴代の正史にない例を開いて居る位である」(一八頁)といっている。また矢野も前述の通り家伝や氏譜に言及しており、「別伝の研究」(社会科学論叢 第一六号、一九六七年)も発表している。
- (27) 川合安「門地二品について」(前掲)は、「東晋末以来、数次にわたつて編纂されたいわゆる姓譜においては、家格の等級付けは行われていなかったと考えられる」と主張する。
- (28) 川合安「南朝の士庶区別」(『東北大学東洋史論集』第二二卷、二〇一六年)は、南朝における士庶の同坐拒否の事例をとりあげ、「第一に、これらの逸話から士人と庶人という身分が生まれによって、固定的に決まっていた事実を導くことはできず、むしろその逆に、庶民でも条件さえ整えば、士人となる可能性があったとさえ考えられることを明らかにした。第二に、同坐を拒否された人物はすべて皇帝側近の寒人であり、同坐を拒否した人物は士人中の士人と目されて、権力に對して毅然とした態度をとる人物であることから、南朝社会に、権力に迎合することを潔しとはしない態度こ



そ、士人の中の士人の取るべき態度である観念が存在していたことも考えられた」といい、また「第一の点から、南朝社会は従来考えられてきたような生まれによって身分が固定化された社会とはいえないことが明らかになったと思うが、第二の点を考えると、固定的ではないにしても、南朝はやはり『貴族制社会』と呼ぶべき特徴をそなえた社会だったとはいえるの

ではないだろうか」と主張するが、ここであげられている事例は、貴族制が慣習化していること示しているように思われる。

(梶山女学園大学文化情報学部准教授)

